

## 平成24年第4回与論町議会定例会会議録

### 目 次

会期日程 .....	(3)
<b>第1日（12月11日）</b>	
開 会 .....	5
開 議 .....	5
会議録署名議員の指名 .....	5
会期の決定 .....	5
諸般の報告 .....	6
一般質問 .....	6
町 俊策君 .....	6
高田豊繁君 .....	15
麓 才良君 .....	22
林 敏治君 .....	30
喜山康三君 .....	37
議案第53号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 .....	52
議案第54号 災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する 条例 .....	53
議案第55号 与論町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する 条例 .....	55
議案第56号 与論町暴力団排除条例の制定について .....	56
議案第57号 与論町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例 .....	58
議案第58号 平成24年度与論町一般会計補正予算（第6号） .....	59
議案第59号 平成24年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2 号） .....	66
議案第60号 平成24年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号） .....	67
議案第61号 平成24年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） ..	68
議案第62号 平成24年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1 号） .....	69
議案第63号 沖永良部・与論地区広域事務組合規約の一部を改正する規約に ついて .....	70
議案第64号 字の区域の変更について .....	71

承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度与論町一般会計補正予算（第 5 号））	72
同意第 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	73
散 会	74

## 第2日（12月17日）

議案第 65 号 災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例	79
陳情第 14 号 与論町の小・中学校での普通牛乳への切替えの陳情 (総務厚生文教常任委員長報告)	80
陳情第 15 号 障害児（者）福祉に関する陳情	80
陳情第 16 号 与論中学校特別支援学級の卒業生が与論高校で高校教育を受けられるようにするための意見書の採択要請についての陳情	80
陳情第 12 号 ハキビナ墓地防潮堤の施工についての陳情 (環境経済建設常任委員長報告)	82
陳情第 13 号 茶花漁港改良整備についての陳情	82
発議第 5 号 与論町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件 (野口靖夫議員ほか 3 人提出)	84
発議第 6 号 与論町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件 (野口靖夫議員ほか 3 人提出)	85
議員派遣の件について	87
閉会中の継続審査・調査について	87
閉 会	87

## 平成24年第4回与論町議会定例会会期日程

月	日	曜日	日 程
12	11	火	本会議(開会、一般質問、議案審議)、委員会
	12	水	委員会
	13	木	休会日
	14	金	予備日(議事整理日)
	15	土	
	16	日	
	17	月	委員会、本会議(閉会)

# 平成 24 年第 4 回与論町議会定例会

第 1 日

平成 24 年 1 月 11 日

平成24年第4回与論町議会定例会会議録  
平成24年12月11日（火曜日）午前9時20分開会

1 議事日程（第1号）

開会の宣告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 議案第53号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第54号 災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第55号 与論町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第56号 与論町暴力団排除条例の制定について
- 第9 議案第57号 与論町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第58号 平成24年度与論町一般会計補正予算（第6号）
- 第11 議案第59号 平成24年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第60号 平成24年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第13 議案第61号 平成24年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 第14 議案第62号 平成24年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第63号 沖永良部・与論地区広域事務組合規約の一部を改正する規約について
- 第16 議案第64号 字の区域の変更について
- 第17 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度与論町一般会計補正予算（第5号））
- 第18 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

2 出席議員（9人）

1番 林 敏治君	2番 高田 豊繁君
3番 町 俊策君	5番 喜山 康三君

6番 供利泰伸君 7番 野口靖夫君  
8番 麓才良君 9番 福地元一郎君  
10番 大田英勝君

3 欠席議員（1人） 欠員（0人）  
4番 林 隆壽君

4 地方自治法第121条による出席者（17人）

町長	南政吾君	副町長	川上政雄君
教育長	田中國重君	総務企画課長	元井勝彦君
会計管理者兼会計課長	佐多悦郎君	税務課長	野田俊成君
税務対策監兼収納対策室長	池上成孝君	町民福祉課長	沖野一雄君
環境課長	福地範正君	産業振興課長	鬼塚寿文君
商工観光課長	久留満博君	建設課長	山下哲博君
教委事務局長	竹沢敏明君	水道課長	池田直也君
与論こども園長	岩山秀子君	茶花こども園長	林健君
那間こども園長	高田りえ子君		

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川畑義谷君 係長 朝岡芳正君

開会 午前9時20分

-----○-----

○議長（大田英勝君） ただいまから、平成24年第4回与論町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大田英勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、1番林敏治君、8番麓才良君を指名します。

-----○-----

### 日程第2 会期の決定

○議長（大田英勝君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの7日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月17日までの7日間に決定しました。

-----○-----

### 日程第3 諸般の報告

○議長（大田英勝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項につきましては、印刷して配布しておりますが、その概要につきましては、事務局長に朗読させます。

なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり関係常任委員会で審査をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（川畠義谷君） 諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成24年10月分の例月現金出納検査結果報告書、平成24年度財政援助団体等に対する監査の結果報告及び平成24年度定期監査の結果報告が提出されていますが、その写し、出納検査結果報告書については、一部の写しを配布しておりますので、お目通しください。

また、平成24年第3回定例会において議決されました地球温暖化対策に関する地方財源を確保、充実する仕組みの構築を求める意見書については、国会及び関係行政庁にそれぞれ提出しております。

なお、閉会中における町外での会議・活動等については次のとおりであります。

また、議会だよりについては、9月の定例会の内容を特集した「よろんちょう議会だより第105号」を全世帯及び関係機関等に印刷配布してありますが、編集作業にあたった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（大田英勝君） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第4 一般質問

○議長（大田英勝君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

3番、町俊策君。

○3番（町 俊策君） 質問事項1、水質の維持管理対策について

- (1) ため池の農業用水が悪臭を放つため、野菜、花き等の栽培には全く利用できないとの苦情や、さとうきびにも安心して利用できないとの風評を聞くが、町長はこの対策はどう考えているか。
- (2) 高知大学による島周辺の海水汚濁度調査でよい結果が出ていないことや、海藻類、藻場が消滅し、サンゴの死滅等が懸念されている原因は、生活雑排水、農地の表土及び家畜のふん尿等の流出など判然としているが、町長はこうした現状をどのように認識し、その対策をどう講じていく考えがあるか。
- (3) 水は全ての生命の根源となるものであることから、水質及び水量の維持確保は、本町の最優先課題であるが、農地・水環境保全対策事業に取り組んでいる自治公民館長、役場の担当者及びため池の水利組合長を先進地に派遣し、研修させる考えはないか。

質問事項2、観光振興対策について

- (1) 先般、町発行の週報で体験型民泊の受入れ募集を行っていたが、どのような必要性から募集しているか。また、応募できる施設の基準はどうなっているか。
- (2) 先般の台風で多くの観光施設が被害を受けたが、現在その復興状況をどのように認識し、宿泊施設のランク別の宿泊人数をどのように把握し、その施設が何をセールスポイントにしているかなど、対外的な広報をどう行っているか。
- (3) グリーンツーリズム及びブルーツーリズムについては、商品構成等を含めた対策をどう考えているか。

(4) 全国展開している商社等と提携した集客対策を講じているが、その商社等はどこか。また、提携の範囲は特定の地域か、全国かなど、現在どのような状況にあるか。

以上です。

○町長（南 政吾君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず最初に 1-(1)についてお答えいたします。

御指摘のとおり、本町内のため池で、臭わないため池はありません。このにおける対策として、平成18年度に前浜ため池で水質調査を実施してありますが、原因究明まで至っておりません。本格的なため池の悪臭対策と水質浄化対策を平成28年度より計画しています。

県営中山間地域総合整備事業第2与論地区で、太陽光を利用した事業で実施すべく計画しています。その事前調査として、今年度にため池水質調査業務を発注しており、水質改善の手法についても検討する内容になっています。ため池等の水質改善の手法としては、空気を吹き込む方式や、水の流れをつくり水面と底面で強制的に対流を起こさせる方式、微生物等を投入し、においやヘドロを分解する方式などが考えられ、各地で実施されていますが、いずれも初期投資とランニングコストがかかり、本町の水管理組合での運営は困難なのが現状であります。このほかに、一番安価で確実な方法としては、汚染物の流入を遮断することが考えられますが、現実的に不可能なので、浄化して流すことが最も良い方法かと考えています。

次に、1-(2)についてお答えします。

サンゴの死滅や藻場の消失と汚染水との因果関係ははっきりとは分かっていませんが、生活排水の処理・排水、化学肥料の過剰投与による流出、家畜ふん尿の野積みや畜舎からのたれ流しなどが大きな原因と考えています。

このようなことから、家畜排水対策として集落排水地区では、さらなる加入推進、その地区以外では全町を対象に合併浄化槽への補助と措置推進委員を設置推進を行っています。また、肥料分の流出防止対策として、緩行性肥料の使用奨励、中耕培土の徹底などの推進を行っています。

畜産し尿につきましては、家畜排出物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律によって、畜産業を営む者が管理基準に従い、適正な管理を行うことが定められており、外部に流出しないように管理することが農家の義務であります。これまでにも悪臭やたれ流しの苦情が寄せられたときは、県の家畜保健衛生所の職員とともに、畜産農家に指導をしてまいりましたが、今後も畜産農家の施設内のふん尿の管理状況を調査し、問題がある農家につきましては、改善をうながしていくことで畜

産農家の環境保全に対する意識高揚を図ってまいります。

生活排水対策につきましては、平成8年度から合併浄化槽設置整備事業を実施していますが、いまだくみ取り及び単独浄化槽からの切り替えが進まず、農業集落排水処理施設利用者数と合わせても43%と低い状況にあります。

そのような状況でありますので、さらなる普及率の向上を図るため、平成24年度から合併浄化槽設置整備事業の町負担分について上乗せ補助を行い、地下水及び海水汚染を防止するよう努力しています。

次に、1-(3)についてお答えいたします。

生活用水、農業用水を問わず、その水質の保全、改善は流末である海の環境保全にもつながり、今後全町民をあげ取り組まなければならない重要課題であります。しかしながら、その遂行のためには多額の予算が必要であり、数年での達成は難しく、ランニングコストにも多額の費用がかかるのが現状です。初期投資がかからず、ランニングコストも安価で家庭雑排水の浄化や畜産の環境改善ができ、結果として河川の浄化等につながる取り組みを実践している自治体を調査し、本町での取り組みに生かしていくことは必要であり、目で見てくることが大事だと考えています。

次に、2-(1)についてお答えいたします。

近年農林漁業に関する作業体験、農林水産物の加工、または調理体験、農村漁村の生活及び文化に触れる体験型観光への傾向が強く、特に修学旅行は近隣離島の伊江島の民家体験宿泊が高人気で、今年度の予想は約300校、5万7,000人が見込まれており、大盛況のようです。

本町においても、関東地区を中心に毎年14から15校の修学旅行生を受入れています。宿泊の内訳は、あくまでも学校側の希望ですが、民宿を利用した分宿型が約10校で、残りがホテル型です。このような状況の中で、本町にも数校から民泊の問い合わせなどもあることから、約250名規模の受け入れの必要性を感じておるところです。

開業にあたっては、旅館業法、建築基準法、消防法、食品衛生法などの法律が関係しています。基準は、簡易宿泊所としての面積は、共同炊事場、洗濯場の確保並びに洗浄消毒施設設置などですが、一般の民宿と異なり農家民宿関係の規制緩和により、開業の際の法律規制が大幅に緩和されており、大型ホテルなどの進出が望めない中では、新しい島の観光スタイルとして推進してまいりたいと思っています。

次に、2-(2)についてお答えします。

近年にない最大級の大型台風の相次ぐ襲来により、公共の観光施設や宿泊施設等が大被害を受け、県内外の様々な皆様方から多額の義援金等も賜り、感謝に堪えな

いところであります。民間の施設で全壊に近い施設もあり、復旧がままならないというところもありますが、再建に向け検討中であるということもあり、大変有り難く感謝しておるところです。

復興対策として、災害救助法適用による緊急災害対策資金のあっせんを商工会の窓口を通して紹介しているところです。公共施設関係につきましては、予算の範囲内で隨時修繕等を進め、全ての観光関連施設がマラソン大会までには復旧できるものと考えています。宿泊施設のランク別宿泊人数の把握につきましては、一部のホテル等以外はつかみきれない状況にあります。観光関連業者がここにセールスポイントをもって誘客している現状とはほど遠く、大半が旧態依然の行政あるいは観光協会依存型であります。映画「めがね」の根強い人気のもと積極的に推進している宿泊施設や、インターネットによる誘客活動を積極的に取り入れている施設も増加傾向にありますが、家族構成やスタッフなどの不備により予約までつながらないというのも現状です。サービス業においては、災害後の風評による予約キャンセルなどを最も警戒するところであり、それらを最小限にとどめるため、11月最後の連休を利用し、東京と京都にいって災害チャリティーを行いながら、少しでもとの元気な与論島のPRのため推進しているところであります。

また、来年度はパナウル王国建国30周年ということもありますので、新年度早々に各宿泊施設等と共同で、台風災害復旧に対する御礼と誘客キャンペーンを大々的に展開してまいりたいと考えています。

次に、2-(3)についてお答えします。

平成22年度事業において、ゆんぬ体験館を建設し、ゆんぬツーリズム推進協議会を立ち上げ、現在本施設を中心に約30の体験メニューを用意して、体験型観光の推進を図っているところであります。その中で、グリーンツーリズムについては、農家民泊体験を中心に進めており、現在も施設の民泊施設登録を受けているところであります。ブルーツーリズムについては、八つの体験メニューを用意し、受け入れ態勢を整えているところでございます。

また、現在奄美群島全体で、近い将来の国立公園化と、その先の世界自然遺産登録に向けた受け入れ態勢整備のため、奄美群島エコツーリズム推進協議会を立ち上げ、群島全体でエコツーリズムの推進をしており、与論においても推進協議会を立ち上げ、与論らしいエコツーリズムの進め方の検討を重ねているところであります。

最後に2-(4)についてお答えいたします。

飲料水関係の大手企業カルピス社の商品イメージが、本町東側リーフ内の海の色に合致し、一昨年と昨年の2年間にわたりPRをしていただきました。旅行券が当

たるということで、2か年にわたり全国より約2万通の応募があり、その中から抽選により20組40人の親子を対象に与論島旅行を計画していただき、島のイメージアップに大いにつながったものと解釈しています。

しかしながら、毎年というわけにもいかず単発的に終わってしまいましたが、多くの企業の新商品などが、次々に開発されている中で、一層情報網を広げ、大手企業の宣伝効果を活用した方法で誘客につなげてまいりたいと考えています。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 水質の維持管理対策については十分検討され、また研究もされているようですが、いずれにしても町民に対する水質問題についての提言がない限りは、これは解決していかないものと思います。

そういう中で、私、公民館長時代に「えひめA I - 2」という環境の改善液を茶花小学校の5・6年生につくってもらって、それを各家庭に普及させるということで取り組んでおりましたが、その成果は非常によかったです。よかったですですが、これは茶花だけの問題ではなく、全校に広げて、子供のうちからそういった環境問題についての取り組みということをしていきたいという考え方で行っておりましたが中断しています。これを全町的に広げようと思いまして、各公民館長にお願いをしているところですが、各公民館の館長の考え方もまだ統一されていなくて、前日ですか、一応話は出たようですが、是非これは町を挙げて水質の汚濁、そしてまたそれに対する要望をしっかりとやっていく必要があるのではないかと思います。

一般的に考えてみると、私のほかにもこの水質の問題、海洋汚染、いわゆる島内の水質の汚染が海にまで波及しているということで、その取り組みをしている方がいらっしゃいます。島の中にです。その方からの資料も届いていますが、そういったことで、よその大学、よその大学と言うとおかしいのですが、高知大学とか九州大学の野島教授については有名なのですが、さんご礁の再生について取り組んでいらっしゃる。

しかし、再生はできるよという反面、今度はまた海洋の汚水が激しくて、その生態系を壊しているというようなことで、我々も一般的に普段から見ておりましても、生活の中で感じることは、私が島に帰ってきた頃の茶花の海はもうなくなっています。それからまた、百合ヶ浜方面のパンフレットに紫さんご群生地などと書いてあったのに、その言葉も消えています。そういう具合に、さんごの死滅イコール海洋汚染でありますから、ひとつの継承がもうすでに何十年も昔、私なんか帰ってきた頃からすると、もう30年、40年ぐらいになるんですか、そのぐらいの間に相当変わってきています。

これは、海だけをとらえてもどうしようもなく、やはりその原因である生活環

境の改善と、それから農業の関係、こういったものを一つの系統として考えて、その一つ一つを確実に善処していくという方法をとらない限り、ため池側の水が臭いからため池だけだとかをやるとかでは駄目だと思うのです。人の意識が変わらない限りは、この問題は解決しないと思いますので、子供の自由な時間が各小学校にあるようですから、小学校のそういった中で取り上げていただきて、3小学校がともに水について考えていくと、水の流れとあわせて生活の環境問題、それから農業の環境問題、畜産の環境問題、そういったものに連結していかなければ、単発的に所々やっても収まらないのではないだろうかという気がいたします。

どうか、大変命にかかる問題で、この島の将来の問題であります。是非いまひとつ積極的に取り組んでいっていただきたいと思います。

今、私の希望はそういうことなんですが、今どのような形でそういう水質汚染について取り組みをされているかお尋ねします。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） ただいまの御指摘、貴重な意見として拝聴いたしました。

今、議員が紹介されました方式につきましては、愛媛県のほうを中心に、大分普及しているようでございますので、先日でしたか、自治公民館連絡協議会の会に、こういうところがありますけど、視察にいきませんかという提案をしたところですが、大変いいことだけど、今の時期は忙しいので新年度からしてくれないかということでございました。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私もまたひと言申し上げたいと思いますが、議員がおっしゃるところ水については、特に私どもこの島国にとっては、命に直結する問題でありまして、今まで飲み水が非常に大きく問題視されてきたのですが、おかげさまでそれが解決して、やっと落ち着いたと思ったときには、やはり今までのその問題点、生活状況から海の問題、あるいは環境の農業用水の問題いろいろ出てきているのですが、私どもとしても、海水淡水化プラントができたときに、環境憲法ということをやってつくり立ち上げまして、まずはこの自然を守ることからやろうということをやっているのですが、なかなか進んでいないのが現状であります。

先ほどお答えしたように、今後具体的に予算もちゃんとした予算を付けた形で進めていこうという段取りを既に始めていますので、今後ともまた御指導のほどをお願いしたいと思います。できるだけ研修をして、そして実際に効果を出している地域を見倣った形を取り入れるか、検討も重ねてまいりたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 次に、観光について質問をしていきたいと思います。

実は、観光問題に取り組んでいくということで資料を送っていただきました。その資料の中には、似たようなところ、いわゆる五島、それから壱岐、それから奄美大島の3観光協会におきましては、誘客のために補助金を与えるというような制度をつくっています。いろいろなところが観光客の誘客については、大変御苦労なさっているようですが、今さっき伊江島の話も出てまいりました。そのように、苦肉の策とも取れるような問題ではありますが、そういった積極的な現実的に、例えば五島ですと、何人以上、学生ツアードです。グループでくれば1人は幾ら補助とか、そういう形なのですが、これは同じようなシステムで壱岐対馬のほうもやっているようです。それから、奄美でもやっているようですが、そのようにせっぱ詰まった感じを受けるのですが、このやっているところは。

しかし、観光資源である売り物の商品である海の汚染とか、サンゴ礁の絶滅、衰退という危機にあるというような環境の中で、今後観光を重要な産業として取り組んでまいりたいというときに、このような誘客方法もありますが、それ以前に良い商品をつくるという取り組みが必要だと思います。よい商品というのは、人々が買ってくれます。売らなくても買いにきます。だから、そういうことで、観光製品の設定と同時にあわせて、これを高める方策、これをどのように考えているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） お客様をお招きするには、やはりお客様が最も望む条件を提供する。これが観光だと思っているのですが、私ども与論の観光を振り返ってみると、やはり「心のもてなし」といいますか、これが第一義であったと。

その次が、環境が沖縄復帰以前ということもあって、環境がちょっと熱帯的であったということも併せて、昭和53年、54年の観光が成り立ってきたのではないかと思っているのです。そういう点を考えたときに、いろいろと調査を観光ルネサンス計画ということで調査をしたのですが、やはりもてなしの心というのが一番大事であるという調査結果が出ているのです。それを考えたときに、私ども今までのことを反省したときに、やはり非常に甘さがあるのではないかという思いがしてならないのですが、それをなおすには何かと、一番いい方法は直接お客様をもてなす方が、直接誘致にいかれると、自分で責任をもって送っていただいたお客様をお預かりしますという活動、いわゆるセールス活動をする必要があるのではないかという考え方で、今までいろいろな角度から検討してきたのですが、なかなか実現、思うようにいかなかつたというのが現状であります。

しかしながら、それ以外に与論の観光をもっと推し進めていく方法はないのではないかと思っているのですが、今後そのことについて、町からもある程度の補助金を出して、直接お客様に携わる方々を誘客がいかに大変であるか、また、あるいは送る側に対しての安心感をいかに与えるかという問題の解決に努めてまいりたいと、今しみじみ考えているところです。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） いろいろな政策をとっていただいて、一生懸命なのはよく分かります。

しかし、現実的にお客様が商品を買うときに、その商品はどのような商品なのかということを比較対照して買うと思うのです。これは商品という言葉ですが、いわゆる宿泊先を選んで、その宿泊先がどんな所なのか、快適な旅行気分が味わえたり、旅行の目的が達成できるのかというようなところで宿泊施設は選ばれると思います。そういう中で、その民宿の特性を生かした売り方というのが必要なではないだろうかと。この民宿は、漁業に関して、海についてはベテランだと。あちこち海を案内して楽しむ方法は、海の楽しみ方にもランクがあって、少し遠い所の魚釣りだとか、あるいは近くのダイビングとか。そういうことで、こうした商品構成を各民宿が持っていないければ、ただ観光協会が客が来たから振り分けている。これはある意味では、お客様をだましていることになるのです。お客様はそのつもりで来たのに、いったところが全くダイビングの知識もない。業者は紹介してくれたから何とかだましたと。やはり宿泊しているところで、民宿の特徴はその親父さんとお客様が対話できる、その中で生まれてくるものだろうと思います。安心感とか楽しみ方とか。ですから、そういうことも含めて、ごく初步のホテル・民宿そういう内容をきちんとした表にまとめて、お客様に選択させる、そういうことが必要なではないだろうかと思います。だから、商品をみがいて売る。そういう取り組みが必要なのではないかなと思います。今のところ、この答えにもそういったことが、まだできていないようです。これは早急につくって、そうしないと、民宿を経営されている方々の意識も、ああこのままでいいんだというような認識に終わってしまうと思います。ですから、是非この民宿はこういう特徴があります。うちはこういうことでお客様もてなします。というような事柄や、もちろん洗面所は共同ですとか、部屋に付いてますとか、あるいはトイレはこういうトイレですか、シャワーはこういうシャワーですか。そういう具合に宿泊に耐えうるような内容、そして判断できるようなものを事前に知らせて、事前に選択してもらって宿泊していただくと、そういう取り組みも必要だと思います。いってみたら、もう次からあそこにはいくな、というようなことになってはいけないと思います

し、ある意味、自分で自分のお客様を逃しているのではないかなど、そういう気がいたします。いまひとつ御一考をお願いしたいと思います。

それから、こういう方がいました。私は、日本全国の民宿を泊まり歩きました。民宿の中ではお寺さんにも泊まりました。いろいろな泊まり方をされた方がいらっしゃって、「なぜ観光ホテルを勝手に休業させたのですか」というおしかりを受けました。観光と言うのなら、そんなに簡単にメインのホテルをやめさせていいのですかと、経営が悪化してということならば、いろいろな対策があるではないですかと。従業員の給料が払えなくてというのであれば、素泊まりでいいではないですかと、高齢者を採用して働いてもらう。ベッドマークだったらできるでしょうと。掃除だったらできるでしょうと。そういった中で、なぜ島の人たちはそんな簡単にやめさせたのですかと、あれをやめさせたことによって、観光の施策に対するイメージはすごく損なわれていると、そういったことも御指摘を受けました。その女性の方がおっしゃるのもなるほどという気がいたしました。

ですから、そこで年老いて食事を作るのがおっくうであるならば、弁当業者と契約してとか、いろいろな方法はあると思うのです。そういったことで、無理のない経営を指導されていかないと、このしづ寄せはお客様にくると、その辺のところを是非御検討いただきたいと思います。

それから、あっち飛びこっち飛びなんですが。

○議長（大田英勝君） ちょっとマイクを近づけてください。

○3番（町 俊策君） とにかく水については、もう1回本当に早急に対応しなければ、もうこれは観光どころではなく、人にこの島の自慢をしたり、お見せしたりするという段階ではないと思います。

そして、こういう具合に、この島の人ではないのですが、この島のいつまでも最初見た感動をいつまでも持ち続けたいのでということで、観光課の課長も承知だと思いますが、渡辺暢雄さんがゆうべ来られて、自分の研究資料としてくださいました。

そのように、そういう人たちがいらっしゃること。是非、島の島内の業者の方が渡辺さん以上の気持ちを持たないと、この島の観光はなくなっていくのではないかと、そういう気がいたします。よいことはできるだけ皆さんにお知らせして、そして改めて反省しながら、改めてもう1回実践していくという方策をぜひおとりいただきたいと思います。

なお、資料につきましては、わざわざ送っていただいたのは川本さんです。この方は御承知のとおり、夏は与論で民宿をして、冬はスキー場でいろいろな職員をされているようですが、店を持っていらっしゃるようです。そういう具合に春と夏の

若者のお客様をよく知っています。だから、こういった方々がやってるのだけどなということではなくて、真摯にそういった人々の話を受け止めて、いいところを是非吸収して、そして島の観光に役立てていただきたいという思いがあります。全部島外の人なのです。こういったことを一生懸命やっている方は、それだけ島外の方々がほれ込んでいるこの島です。島の人が島にほれないでどうするんですか。是非そういうことも教育の中に取り入れていただいて、そのうえでお客様は来てくださいというべきだと思いますので、どうかひとつ質問にならないと思いますが、観光についてのお願いをして、質問の全部を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（大田英勝君） 3番、町俊策君の一般質問を終わります。

次は、2番、高田豊繁君の発言を許します。2番。

○2番（高田豊繁君） おはようございます。

[「おはようございます」と呼ぶ者あり]

○2番（高田豊繁君） 大変忘年会の多い時期ではありますが、皆さん元気良く会に出られていますので安心いたしました。

それでは、先般通告申し上げました質問事項について、町長に質問をしたいと思います。

質問事項1、安心・安全なまちづくりについて。

- (1) 災害発生時の避難施設には、生活用水及び電源設備の安定確保はもとより、温水シャワーやバリアフリー型のトイレが設置されている必要があると痛感されますが、今後の対策をどのように考えているか。
- (2) 障害者の方々の中には避難先での多人数による共同生活になかなかはじめないケースがあるようですが、その対策をどう考えているか。
- (3) 今般の台風災害等の問題点、また災害で学んだこと等を生かしながら、平成25年度の新年度予算編成にあたりましては、この災害対策関連の予算を最大限考慮すべきと考えられますが、どう考えているか。

質問事項2、台風被害に伴うさとうきびの新植対策について。

- (1) 今般の大型台風の被害により、島内のさとうきびの苗穂を確保することは大変難しいような状況にあると思われますが、新植、春植えのためのこの苗穂の対策をどのように講じていく考え方であるかこの4点でございます。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南政吾君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、1-(1)についてお答えいたします。

安心安全なまちづくりについては、第5次与論町総合振興計画の重要な施策の一

つとして位置付けており、関係各機関と連携を図りながら、町民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進しているところであります。

特に、平成23年3月11日に発生した東日本大震災や、本町に襲来した台風15号、16号、17号の対応等を教訓に、本町の地域防災計画の見直し作業を鋭意進めているところであります。近日中に防災会議に諮り、決定していくことを考えています。

なお、当計画において避難場所を指定しているところですが、温水シャワーが整備されている施設は、地域福祉センターのみとなっています。また、バリアフリー型トイレが設置されている施設は、砂美地来館、保健センター、地域福祉センターの3箇所となっています。今後、新築される施設で避難場所になりうるものについては、設計段階で財政状況を加味しながら検討してまいります。

次に、1-(2)についてお答えします。

1-(1)で申し上げましたとおり、現在与論町地域防災計画を見直し中であります。当計画において、災害時要援護者の避難態勢の強化を位置付け、災害時個別支援計画等を作成し、災害時要支援者の保護者をはじめ、関係者からなる避難支援体制の整備に取り組んでいます。これらの計画をもとに自宅や避難場所で生活している高齢者や障害者等に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため要援護者に対する二次避難場所等を解説し対応しています。

次に、1-(3)についてお答えします。

1-(1)で申し上げましたとおり、安心・安全な生活の確保は全ての政策の中でも最優先すべきものと認識しています。現在25年度予算編成中ですが、財源の制限もあることから、予算要求については必ず優先順位を付けることとしており、不要不急の事業等を含め、各査定段階で十分検討していきたいと考えています。

最後に、2-(1)についてお答えいたします。

大型台風の連続襲来により、今期のさとうきび生産見込みは、11月1日調査によりますと、収量で1万8,000トンの見込み、調査時点のブリックスは平均で11.2%と前年同期を5.1%下がり、昨年に引き続く収量の大幅減と品質の低下による農家手取り額の減少が懸念されています。それに加え、25年度春植え用の採苗穂の確保も難しい状況にあります。

このため、種子島地域から導入できないか検討しているところですが、採苗穂の作柄が悪く、原料用さとうきびからの提供となる見込みであり、品質は農林8号に限られるものとのことです。試算で原料、苗代、運賃、作業員賃金等を合わせて、2芽苗1本当たり18円程度となり、10アール植え付けに要する苗代で6万円ぐらいとなります。このため、糖業振興会からの助成もしながら、春植え予定

者からの希望調査を行い対応しています。

また、これから生育の状況や比較的被害の少ないほうの調査を行うとともに、可能な限り各自で梢頭部利用をしていただくななど、できるだけ島内で対応できればと考えています。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） それでは、まず要旨の1のほうから関連して御質問させていただきますが、先般の大型台風の際には砂美地来館と、あと中学校の体育館ですかね。

[「東区自治公民館」と呼ぶ者あり]

○2番（高田豊繁君） 東区自治公民館、それと砂美地来館のほうは自家発電があります。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 先般建築しました防災センターのほうから接続して電気を送れるようになっています。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） そうしますと、この東区自治公民館は、結局九州電力さんの電源がストップした場合には、全ての電源がダウンするということですが、やはり今のこの時代というのは、非常に通信施設に関しましても、携帯電話等に関しましても、やはり電源がないと、照明ばかりではなくて、そういった台風が今回の場合は長期化してなかなか家に帰れないし、帰ろうとしても、またその自宅がそういう被害を受けた深刻な状態でありますと、長引く可能性もあるというふうに考えられます。

そういうことで、東区の場合はあちらのほうに分団も消防署も配置しているのですが、東区自治公民館を今後も継続してされるということでしたら、やはりといった大規模でなくとも、自家発電を常備配置してする必要があるのではないかと思います。

それから、特に弱者といったら失礼があるかと思いますが、高齢者の方々が避難される場合には、公民館の場合は特にトイレのほうが和式が多いように思うのですが、やはり洋式トイレ等の整備も、これからの中高齢化社会に対する備えとしても必要かと思いますので、そこら辺の整備はいかがでしょうか。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 先般、避難所の対策部のほうからの提言もありまして、各自治公民館にそういった施設を行って、各自治公民館に対応したらどうかという提言もございました。

したがいまして、質問2の項目で議員も述べていらっしゃいますが、25年度の予算編成にあたりましては、そういう安心・安全なまちづくりのためにも、各自治公民館への自家発電機の配置とか、雨戸の設置、それから水道も止まることがありますので、そういうたank等の設置とか、また公民館近隣の井戸の活用とか、そういうものの等を今後25年度の予算編成にあたりましては防災対策として検討していきたいと今、考えているところあります。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 分かりました。

その次、要旨の2に関連してですが、やはり鹿児島とかの市民の知らせとともに見ているのですが、避難マニュアルを作りまして、各戸にこれを全部、こういう場合はこういうふうに避難してください。こういうところが、こういう体制があるのでというふうに分かりやすくそういうのを作成して、やはり全戸に配布することが必要かと思います。

台風とかそういう災害が起きてからでは遅いと思うのです。ですから、通常の時点でなじませるという具合に、自分で身体に染み付かせて、なじませておくという必要があると思いますので、これは、なるべく平常時にこういう作業をしていただいて、各戸にまたそういうふうにしてPRして、十分に啓発していく必要があるかと思います。そういうことで、今後予算も伴うでしょうが、後のほうでも関連するのですが、そういうのを努力していく必要があるのではないかと思いますので、お伺いしておきます。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 先ほど、町長が地域防災契約の見直しということでお話しておりましたが、その中でもそういう検討委員会で話が出ていて、分かりやすいそういうたank経路とか、ハザードマップとか、そういうもの早急に作成して、町民の皆様方にもお配りをしていきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） やはり、平成25年度の予算編成にこれから入るかと思いますが、先ほど質問、あるいは答弁の中でもありましたとおり、やはりこれほどの台風が、これだけの被害をもたらすというのは、予想だにもしなかったのですが、これはもはや全国的にも想定外ではなくて、想定内だという考え方を持つ必要があるのでないかと思います。

そういうことで、やはり各課においても防災関連の今回被害を受けたことですが、これから発生が懸念される問題とか、いろいろなそういうたankの上での問題点が考えられるので、なるべく予算面もさることながら多くの方々のそういう

った意見とかも、学識経験者とかの意見も聞きながら、県当局のアドバイス等もいただきながら、そういった防災計画をきちんと立てていただいて早急に町民の方々に分からせしめるようにひとつ要請しておきます。

それから、質問事項の2ですが、台風被害に伴うさとうきびの問題が今非常に大きいのですが、御答弁の中で大変糖度が落ちて、収量が非常に大幅減ということで、会社も農家の方々も大変頭の痛い問題ですが、特に今回の場合16、17があまり甚大だったものですから、今の状態で春植えから今度の春植え用に新植用の苗をとるのが非常に厳しい状態とみんな心配しているのですが、25年の新植の予定調査はどのぐらい見込みされているでしょうか。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） 新植の予定調査は現在集計中であります、数字は出でおりませんが、目標面積は80ヘクタールであります。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） これに対して80ヘクタールに対しまして、今のところやはり通常でしたら1本のキビから5本ぐらいは、苗穂が春植えの場合とれますが、今回の場合はほとんど梢頭部から下は使えないような状態になるのです。この品種が全く23も22も8号もそういったのも関係なく全てが駄目になっている状態ですが、非常に厳しい状態ですが、糖業部会あたりでの話の結論といたしましては、やはり町内で確保は大丈夫だという大方の見通しでしょうか。やはり難しいから今度は夏植えにシフトにする必要があるのではないかという考え方か、その辺はどうでしょうか。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） 春植えにつきましては、毎年2ヘクタール程度の採苗穂を準備していたのですが、この前までかけて島内を調査しましたが、特に岸元地区あたりには、まだ使えるものがあるということで1.3ヘクタールしか見つかっておりません。そのため島外から導入するということで進めています。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） そうなりますと、当然やはりこれはこれまでも出入りがないと思うのですが、例えば御答弁の中にもありましたとおり、種子島地域、種子島も今回の台風は影響を受けなかったわけではないのですが、人の畑をそう言つたらいいけないが、自分の畑ほどは被害がなかったのではないかと、このように察しているのですが、この種子島とかとのそういう話し合いを進めようとした場合、どうしてもやはり町長がまず自ら動くということも、それから県当局にお願いしてひとつそこら辺のまず予算もですが、その方々がどれだけ協力していただけるかという問題

点。あるいはまた、与論島だけではなくて、沖永良部もまたそういうことを考へてゐるのではないかと。そういうことも十分に懸念されるのですが、今となつては、おそらく沖縄からの調達は難しいだろうということです。ですから、やはり今考えられるのは種子島しかないのですが、そのような手だてを県当局とも早急に対応を話し合つて、そういうた輸送費の問題、また労働力の問題等も含めながら、その予算面の助成がいただけないか。また、何とかお願ひできないかという、そういうた真心をもつてお願ひするということも必要ではないかと思ひますが、町長いかがでしようか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） その件については、台風の後から1週間ぐらいしてから担当の者に苗の件については、大変問題があるから、ほかのところにお願いするようにと指示してあります。

これといいますのは、沖永良部の話を聞きまして、沖永良部も梢頭部を使っても2本とれるか、とれないかぐらいで、どうしても島外から入れないといけないという話も聞きましたものですから、早速島外から入れられる体制を何とかお願ひをしてくれということでやつてあります。いろいろと交渉しているのですが、先ほど申し上げましたとおり、内容としても種子島自体あまり品質がよくないという状況だということで、今も交渉をしている最中であります。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） ひとつ最大限そういうた経費面等も試算されまして、手当をお願いしたいと思いますが、この1本当たり18円というのは、ちょっとこれでは農家の方々は全く大変な問題になると思いますので、そこら辺も是非一応早めに県当局あたりにお願いいたしまして、最終的にこのぐらいですよということを農家のほうに早めに知らしめる必要があると思うのです。

そうすると、やはり製糖が来月から入りりますが、その苗穂とりに今度はいかないといけない。ハーベスターの場合は、今自分ではなかなかとつていられない状態ですね。そういうことも考えますと、やはり1本当たりどのぐらいで収まりますよということを早めに打ち出して、やはり全町民さとうきび農家の分からあつめる必要があるのではないかと思ひますが、町長いかがでしようか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） この与論の苗代については、先日の県議会にも出ています。県も何とかする必要があるのではないかということで、一般質問で出ていますが、私どもも糖業振興会のほうは、その検討はしないといけないのでないかと考えています。

あとその対策については、またできるだけ農家の人たちにもその内容を伝えて対応していきたいと。

それとあと毎年反省をしているのですが、保険の今度の県議会での一般質問の中にもありました、非常に島ごとに保険の加入率の差があると、特に与論の場合は非常に保険の加入率が少ないという問題、災害が起きたときの痛手というの是非常に大きいものがある。その対策を今後考えていく必要があると考えています。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） 補足して説明いたします。

キビ苗の助成につきましては、糖業振興会の予算を今調査して精査中ですが、2芽苗1本当たり7円程度で供給できるのではないかということで、今週苗の希望調査をいたします。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 今、産業振興課長のほうから大体7円という線が今案として出されました、これはやはりもっと後にぶら下げていただくように、いろいろこれは経費がかかるものですので、そういう面でまた県のほうにお願いもしていく必要があるのではないかと思います。

今回の場合、こういった危機的な状況でしたが、やはり与論町の農業の主幹作物であるさとうきびだったからこそ、これだけのまた覚悟もできるのではないかと思いますので、やはりこの与論島からさとうきびを消し去るということは、絶対不可能だし、あってはならないし、それはもう考えないほうがいいと思いますが、農家の方々の先ほどもありましたように、保険に対する認識もやはりもっと啓発していただいて、そこら辺の加入率も高めると同時に、今後ますますさとうきびが、こうして県も町もバックアップするという、その熱い思いというか、そういう体制、姿勢を町民のほうにも分からせしめるためにも、これからされる努力の結果、また、こういった作業の結果をやはり分からしめて、これからも頑張っていただくという、やはり勇気を与えることも必要かと思いますので、最後に町長のそういうたキビ作に対する今後の希望、豊富をまたお伺いして、私の時間はちょっと早いですが、終わりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南政吾君） さとうきびについての思いというのは全く今議員がおっしゃったとおりであります、私もそのとおり考えて今までやってきましたし、これからもやっていくつもりであります。どうしても、この島にキビ産業をなくしてはやっていけないというのはもう百も承知でございます。今後またやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 以上で、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（大田英勝君） 2番、高田豊繁君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。45分から始めたいと思います。

-----○-----

休憩 午前10時29分

再開 午前10時43分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、8番、麓才良君の発言を許します。8番。

○8番（麓才良君） 第4回12月定例会における一般質問をいたします。

第1に清掃センターの建設についてでございます。

清掃センターは、建設後30年近く経過をしているために老朽化が激しく、職員が町の財政負担を考慮しながら施設の補修を工夫し、危険と隣り合わせの状況の中でも、体を張って維持管理している現状にあります。この件については、先般総務厚生文教委員会でスポーツクラブの調査に出向いた際に、隣の清掃センターも施策をした際に、その状況をつぶさに見てまいり、まさにこの建て替えについてはさしつけられた課題であるということを実感してまいりました。

そこで第1点として、ごみを分別収集して、その資源化を図ることが施設の維持管理上は、大変有効であると認識しています。このことについては、先般から論議が繰り返されているところであります。また、併せて不法投棄対策も含め、分別収集の方策をどう考えておられるのか、推進されておられるのかお伺いをいたします。

第2点として、新たな施設建設については集中型とするか、分散型とするかなど、施設の概要を検討する必要があると考えますがいかがでしょうか。この分散型と申し上げますのは、各地区に小型の施設を建設していくことも、この施設の内容、償却する施設の内容等もいろいろな業者のものが出ていますので、そういうのも対応比較しながら検討してみる価値があるのではないかということで申し上げているところであります。

次に、第3点として、建設用地についても町民とともに検討し、合意形成を図る必要があります。その際、ごみの分別収集による資源化と施設の概要は大きな意味合いを持つものでありますので、早めに検討を始めるためにはプロジェクトチーム等の設置が必要であると考えますが、どう推進されるのかお伺いをいたします。

次に第2に、台風災害によるがれきの山についてですが、見る度に今回の台風災害の大きさに胸を締め付けられる思いで、改めて被災者の皆様にお見舞いを申し上げるところであります。そこで、このがれきの山を宝の山にする工夫ができるないかということで、第1点として台風災害で蓄積された木材等の処理を通して、資源として活用する方策は検討できないかお伺いをいたします。

第2点として、小学、中・高生をはじめ、町民からがれきの山にするアイデアを公募して、みんなで共に考えていくことはできないかお伺いをいたします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず最初に1-(1)についてお答えいたします。

御指摘のとおり、ごみを分別収集し、資源化を図ることにより、焼却ごみの減量化につながり、施設にかかる負荷を少なくすることになり、施設の維持管理費の軽減や、焼却灰の減少、施設の延命化にもつながります。

現在、可燃ごみの中で、分別収集によりリサイクルされているものは、ペットボトルだけとなっています。段ボールや書籍類につきましては、経費の関係もあり、町内事業所を中心に清掃センターへ直接持ち込みされる分だけがリサイクルされています。

本町は離島であるために、リサイクル品の輸送費や処理費用がかかり、費用対効果の面からリサイクル品目の数を増やせないのが現状であります。しかしながら、焼却ごみ等の分別収集による資源化は、循環型社会形成のためにも欠かせないものであるので、今後は、施設の延命化や費用対効果等を総合的に考慮し、町民の理解と協力を得ながら分別収集するリサイクル品目の数を増やせるよう努めていきます。そのことが循環型社会形成に対する町民意識の高揚や利便性、不法投棄の対策につながればと思います。

次に、1-(2)についてお答えいたします。

御質問の施設の集中型か、分別型かにつきましては、施設を一つか、あるいは小さいのを二つ造るかということかと思います。確かに、焼却施設が二つ以上あれば、一つの施設が故障した場合に他の施設で対応できるので、リスクの分散化はできます。しかし、焼却施設は焼却能力が小さいのと、大きいのを比べると小さいほうは建設費が割高になる傾向があり、さらには建設用地を広くあるいは2箇所用意する必要があります。現時点では、建設費用の軽減及び建設用地の確保を容易にするためにも、適切な規模の焼却炉を1箇所建設することを想定しています。一つの焼却施設では、施設の故障や非常時に償却できないリスクがありますので、それに

対応するため、焼却ごみを一時保管するごみピットの容量を大きくする。あるいは敷地内にごみ保管場所を確保し、町民に不便を来さないように対応できればと思っています。

次に、1-(3)についてお答えいたします。

焼却施設の建設等については議員御指摘のとおり、建設用地や施設の概要について広く町民の理解と合意を得ることが大切であると思います。焼却施設の建設計画作成につきましては、広く多くの方々の意見を反映させるべく、与論町廃棄物処理施設建設推進委員会において、建設用地の候補地や建設概要について検討をしていただることになっています。既に与論町廃棄物処理施設建設推進委員会は、活動されていますが、今後委員会である程度の施設概要や、候補地が出そろいましたら、適切な時期に町民や集落民を対象に説明会や意見聴取等の場を設定できればと思います。

次に、2-(1)についてお答えいたします。

この度の台風16号、17号による災害は、これまで経験したことのないような大きなものとなり、被害に遭われた町民の方々に対しましては、お見舞いを申し上げたいと思います。

特に、住宅や倉庫、畜舎等の破損数は数多くあり、それに伴い膨大な量の家屋関係廃材がリサイクルセンターに搬入され、現在も続いています。11月末現在でリサイクルセンターに搬入された、災害廃棄物は全体で約1,100トンで御質問の木材等の廃材は約700トン程度となっています。木材等の廃材が大量に搬入され始めた時点から、資源として有効にリサイクル活用できないか調査し、検討を重ねてまいりましたが、現時点では木材等に多数の釘や、補強金具が付いている関係で、木材等のリサイクルは燃料としての活用以外は難しい結果となっています。

災害廃棄物の中で、再利用できる木材やトタン等につきましては、再利用を希望される町民の方々に無償で提供していますが、それでも残る木材及び畳の処理方法については、県と相談及び費用対効果や処理期間等を総合的に検討した結果、災害等廃棄物処理事業を活用し、焼却処分したほうが合理的であるとの結論に至り、現時点では焼却処分を実施しています。

最後に2-(2)についてお答えいたします。

御指摘のとおり、このようなときこそ全町民に対し、アイデアや知恵を公募し、それにあたることは大事なことだと思っています。今回の災害廃棄物処理につきましては、災害と廃棄物処理事業を国の認可を受け処理する予定となっています。この事業につきましては、県や国とも早い段階で事業内容を含め、処理法等について費用対効果等の観点から調整や検討を進めてきた結果、木材関係につきましては、

焼却処分が妥当ということになり、一部焼却処分が始まっています。

今後、処理方法のアイデア等を公募し採用するとなると、事業内容の変更等について県や国との調整再調整が必要となり、期間的に大変難しい状況になります。議員の御提案のとおり、新しい課題や問題が発生した場合における対処方法として、多くの方々のアイデア等を参考にすることは重要なことだと思いますので、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 清掃センターの件についてお伺いをいたします。

現在使用されている清掃センターについては、建て替えについては町の財政と、またほかの大きな事業等と勘案しながら検討なされていることですが、現在のところで、清掃センターの建て替えについては、いつ頃、何年後をめどにされているのかお伺いをいたします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） その清掃センターについては、まだ今検討の段階に入ったばかりで、何年後にどうということは、まだ具体的な案は立てておりません。しかし、この3年内に場所と、ある程度のどういうものを造るかというのは決めていきたいと考えています。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 現在の清掃センターの状況を勘案した場合に、その都度故障が出たときに、その故障箇所を修理していく、補修していくやり方と、この部品は、この部所は、もうどのぐらいですぐ故障が目に見えていると、これはもう清掃センターの職員の皆さんのが体験上見通しがつくことが多々あると思います。せんだって私たちが見た段階でも、相當にいろいろな箇所が傷み、それを工夫されて使っている現状を目の当たりにいたしました。であれば、考え方の一つとして、この清掃センターを3年なり5年後にするということであれば、その期間を設定して、その期間中に想定されるような補修関係については、あらかじめきちんと精査をして、それをばんとしておくと、その期間中は清掃センターが安心・安全に使えるような状況にしておくということも長い目で見れば施設の建設、そういうものを他の施設と進めていく場合に、そういう検討も必要ではないかと考えてまいります。特に留め置くことができない施設でありますので、補修についても大変工夫をされているようですが、なかでも炉の作業等については職員が中に入つてやるということもあるようで、その際、危険と隣り合わせといえば大げさかも分かりませんが、そういうような状況を想定されるような形でも作業されていることもあります。そういうことを勘案をしながら、ただいまの補修関係について、町長の見解をお伺いしたい

と思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 先般大きな補修をしたのですが、焼却灰を再燃焼するバグフィルターという機械を入れるときに、大体今後何年ぐらいこの焼却炉を使わないといけないかという考え方のもとで、全部取り替えたのですが、その時に大体28年から29年ぐらいまではもつんではないかということであったのですが、その周りの整備については、随時問題が出たときにやるという方法で今までできています。ただ、確かにもうこれは耐用年数を既に過ぎている施設でございまして、これは早急にしなければならないという考え方を持っていますが、ただ非常に大きな金額を要する問題でありまして、その事業の順位を今後の検討委員会でも検討、それも含めて早急に検討をしてまいりたいと思っています。

ほかに急ぐ施設もございますので、いろいろな角度からの検討が必要ではないかと思っています。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 今御答弁にもありましたように、ほかの事業等も勘案をしなければならないという実情でありますので、そこをもう一度検討されて、何年度ごろをめどにするのであれば、これだけの補修は今のうちにきちんとやっておいたほうがいいのではないかという部分が多く出てくるだろうと思います。

先般、上方まで案内して登った状況を見ても、その途中途中の手すり等が非常に錆びていて、今はよくても明日明後日はまたというような状況もかいま見えてるので、是非この建設設計画、それに至る補修の件については、再度十分に検討をなさっていただきたいと思います。

そうすると、施設の維持管理においてありますように、分別収集というのは施設の維持管理と表裏一体と言っても過言ではない状況であります。今でも灰の露出するコンベアには、たくさんの鉄類関係が混ざって、非常にその度にベルトコンベアを止めて収集しているような状況でありますので、なかなかこの啓発ということについては大変手を焼いているのですが、是非1回やったからいいというようなことではありませんので、いろいろな形でこの啓発というものを取り組んでいく必要があるのではないかと思います。

そして、私たちがこういろいろな分野を取り組んでいくときに、先般からもありましたように、この度、私たちが体験をした、日本が体験をしたこの災害に対する安心・安全な防災に強いまちづくりということを中心とどめていって、その観点からいろいろな課題を進めていくということからしても、この分別収集については隨時いろいろな形で取り組んでいくべきではないかと考えます。

そしてまた、そういう中でいろいろな知恵も出てくるでしょうし、今資源化についても今はペットボトル1点ということですが、先般は生ごみの活用ということもありましたが、なかなかうまくいかなくて、その点についても立ち消えの形になっていますが、また、民間のほうでは天ぷら油の廃油の活用等も盛んにやっておられるところでありますし、そういう全般的な形で分別収集、資源化について検討をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（福地範正君） まず、分別に対する町民意識の向上、とても大事なことだと思います。そういう意味で環境課におきましては、週報あるいは定時放送等で分別に対しての、町民に対しての分別のお願いを徹底しているのですが、いかんせん結果的にはあまり効果が上がっていないのが現状であります。

今後とも分別の意識の向上を図るため、あらゆる広報活動、そしてまた、各種団体へのお願い、そういう活動を通して分別の徹底を図っていきたいと思っています。それと議員が申し上げましたように、分別収集することによって焼却ごみが減るわけで、その方面も今後どういう品目が与論町では分別できるのか、鋭意検討を進めてまいりたいと思っています。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 今もございましたが、この分別収集については、観光教育ということで、学校関係においてもこの観光教育の一環で進めていくことが望まれると思います。ごみを分別して資源化することによって、これから造る建設設計画を立てる施設の概要についても、また変わってきますので、やはり施設の建設に目指しながら、それに向かって現在のごみの分別、資源化、これを徹底してやついたらどういう方向にいくのか、その上に立って施設はどう建てていくのか、こういうことにつながっていくと思いますので、ごみの分別収集、資源化については、是非不斷無く、間断なく取り組んでいく必要があるかと思います。

そのためには、子供たちの学校における環境教育とか、そういう地域における環境教育、こういう点にも波及していくことかと思いますが、教育長にお伺いしたいのですが、よろしいですか。そして、その後町長にお願いします。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（田中國重君） おっしゃるとおりであります。学校では、給食後のごみ等の処理の際に分裂してきちんと出していますが、そのほかの兼ねてのごみについては、燃えるごみと燃えないごみという程度しかしていないと思います。大々的にということでも、すぐにはいきませんが、やはりそういった意識は今後とも啓発していきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ごみの分別をやって、再資源化することは非常に大切なことだと認識していますし、今後そういう方向で進めてまいりたいと思っています。

今現状をちょっと申し上げますと、例えば今一番問題になっているのが生ごみの問題で、一時液肥センターをつくってやりたいということで検討したのですが、その前に先行するものがあるということで、今ちょっと中断をしているのですが、それができれば生ごみの解消もできるのではないかと思っています。一つには雑誌とか古新聞等のそういう段ボール類については、今大量に出る業者のはうからは分別していますが、一般から出るものは混在した形で、一緒に焼却しているという形になっています。それはまた逆にそれを全部分別にすると、今度は重油を使わなければできないという逆の問題もありまして、今のところは段ボールとかそういうのは、ある程度はごみを焼却するために、燃やすために必要であるというふうに今そういうことで使っている状況にあります。

離島でリサイクルするのにプラス運賃というのがかかるものですから、費用対効果も検討しながら、今後分別を進めてまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 今までいろいろ取り組んできた流れの中で、効果が出ているところ、また、なかなか効果が現れないというところがあるのですが、その効果が現れないということについては、何かもうひと工夫仕掛けをしたり、また仕組みづくりをしたりしなければならないということだろうと思います。

そして、そういうことを取り組んでいくことによって、このことが一つの与論方式というか、与論のいいシステムになっていくと、このごみの分別、また資源化、このことが環境ということに結びついていくと、これが与論の一つの大きなセールスポイントにもなってくるのであります。

そういう中で、この仕掛け、仕組みをするということで、ただいま各学校等においても、それを担当するようなグループ、委員会等設置をして、そこでみんなで知恵を出させて検討していくと、こういうのをしなさいということではなくて、知恵を出させて検討をさせていく。また、各集落においてもそういう知恵を出させて検討していくというような、そういう流れをつくっていったらどうだろうかと思います。そういうことも含めて、やはり新しい仕掛けをし、仕組みをつくっていくということを念頭に置いて取り組んでいただきたいと考えます。

次にまいります。

「がれきの山を宝の山に」ということで申し上げましたが、もう既に現在取り組

みが始まっているということあります。

私が申し上げましたことについては、この答弁の中にもありますように、町民でこの課題を共有して取り組んでいくというときに、私たちが議員の最初のころに研修で教えられたことの一つに、「大衆は大知」であると、大衆いわば町民の皆さん方の中には大きな知識の「知」、知性があるという、「大衆は大知」であるということを研修で話を聞かされました。得てして私たちは、そういうことを忘れないでちなところがありますが、この「大衆は大知」という基本に立って、いろいろなことを町民に呼び掛けて、町民から工夫を出してもらうと。こういうことをいろいろな形で取り組んでいただきたいということです。こういうことがお互いが島づくりに向かって、お互いの気持ちを一つにしていくということにつながっていくかと思います。この小さな与論で、これから何をなしていくかというときに、町民が課題を共有し、それを決定をし、それに向かって努力をするというこういう過程が非常に大切であります。

そういう流れの中の一つとして、これがれきの山を宝の山へということで、小中高生や町民の方々からアイデアを募集されて課題を共有し、そして努力をしていくということについて申し上げたところであります。このことがゆくゆくは安心・安全な防災に強いまちづくりの起点になっていくであろうし、また私たちが経済等を考えてみた場合に、観光の活性化というのが非常に呼ばれていますが、先ほども話題になっていましたように、島ぐるみでお迎えをし、島ぐるみでおもてなしをするというこの原点にもう一度私たちが思い返して、これを進めていくためにもこういういろいろな仕掛けということの一つにもなろうかと思いますので、是非御検討をしていただきたいと思います。併せて、新たな町長の見解をもう一度お伺いをいたしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） この全て事業が町民全体にかかわる問題ですので、事業を進めていく中では、一人でも多くの町民の意見を収集した形で具現化していく、これは基本だと思っています。そのようにまた、今後進めてまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 清掃センターの建設については、先ほど申し上げましたように施設の概要について、今いろいろなシステムがありますので、今ある施設のようなタイプの一極集中型の施設の検討ばかりではなくて、施設によっては分散して与論町の中でも対応できるようなものがないのかと。そういう検討を是非させていただきたいと思います。

そういう中で、いろいろなアイデアがまた結集されてくる可能性が非常に高いと思います。また、そういうことを進めていくと、場合によっては特殊なものについては、別途でできる方策はないのか。また、事業所等とか、そういうところが共有してできるものがないかとか、いろいろな形が出てくるだろうと思います。

また、施設の大小によっては、管理者についても必ずしも免許がなくともできるというような小型のものもあると聞いていますし、そういうのも含めて大・中・小検討されていただけたらと思います。

そして、補修等については、先ほど申し上げましたように現状をかんがみて、その施設の中で働いている職員が、危険にさらされることがない方向で、是非きちんとした対応をお願いしたいと思います。

また、後でも出てくると思いますが、働いている職員の待遇・処遇等についても、その状況等に応じてやはり検討していく必要があろうかと感じたところであります。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（大田英勝君） 8番、麓才良君の一般質問を終わります。

次は、1番、林敏治君の発言を許します。1番。

○1番（林 敏治君） それでは、先般の通告書に基づいて一般質問をいたします。

1番、雇用対策について。

- (1) 人口の減少に伴い、今後定住人口を確保するためには、企業誘致等による雇用の場の創出が必要であると痛感されるが、町長はどのように考えているかお伺いいたします。
- (2) 町臨時職員の雇用等に関する規定で定めている賃金については、職務の内容、危険度・難易度等に加え、勤務現場の実情も十分見極めた上で、これが適切に反映された額となるよう見直しが必要であると思われるがどう考えているかお伺いいたします。

2番目、まちづくり推進対策について。

- (1) 近年ボランティアやNPO団体等による福祉活動やまちづくり活動が活発化しているが、まちづくりを推進する上で、こうした現状をどのように認識し、その支援策をどう講じていく考え方あるかお伺いをいたします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えいたします。

本町における近年の人口推移を見ると、昭和55年以降減少傾向にあり、現状の自然動態、社会動態から今後の人口を推測すると10年後の平成32年においては、4,828人となり、第5次総合振興計画を策定した平成22年より600人

減少することが予測されます。このような状況の中、産業基盤の強化に向けた積極的な施策を展開し、雇用の確保を図るとともに、子育て支援の充実や生活基盤の整備を行い、人口減を抑える施策を推進しているところです。

特に、企業誘致については、最重要政策の一つに位置付けており、現在本町出身の社長さん方をはじめ、多くの経営者の本町に対する熱い思いから多くの企業に進出していただき、多くの若者が希望を抱いて頑張っています。しかしながら、求人側の意向、求職側の意向が合わない、いわゆる雇用のミスマッチや、入社後の仕事との不適合から離職する事態も発生しており、今後多種多様な企業の誘致が必要であると考えています。

併せて今後は学校教育等において、大学受験等だけでなく、自ら起業家となり本町に貢献していく意欲的な、意欲おう盛な人材の育成も必要であると考えています。

次に、1-(2)についてお答えします。

与論町自立化計画への提言（与論町自立化戦略会議からの）及び与論町行政改革集中改革プラン等における定員管理の適正化により、これまで職員定数の見直しを進めてきたところであります。これらの見直しに伴い、職員数の減少からくる職員の事務量の増加による住民サービスの低下等が見込まれる部署においては、やむを得ず臨時職員を採用し、対応しているところであり、今後臨時職員は重要な役割を担うものと考えています。

現在臨時職員の雇用については、与論町臨時職員の雇用等に関する取扱規定の定めるところにより、執り行っているところですが、本年度で緊急雇用関係事業も完全に終了することもあり、島内の民間事業者や他市町村の状況等を把握しながら定数や待遇等を含め、鋭意検討していきたいと考えています。

最後に2-(1)についてお答えいたします。

近年少子高齢化の進行、国際化や高度情報化の進展、環境問題の顕在化など私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化ってきており、これらの情勢の変化の中で、地域のニーズも多種多様化しています。ボランティア、NPO団体等の活動は、個人の社会参加や、自己実現の機会の提供、多様なニーズに対した社会的サービスの提供、地域社会の活性化への貢献などといった社会的役割を担っており、その果たす役割は今後ますます大きくなっていくことが想定されます。こうした中、本町においても情報通信、障がい福祉及び環境保全等多様な分野でNPO等の活動が活発になってきており、これらの活動に対する町民の期待は大きいものがあることから、NPO等に対する各種情報の提供、各施設調査事業の委託及び活動費の助成等様々な支援を行っています。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） ただいま御答弁をいただきましたが、まず雇用対策についてお伺いしたいと思います。

本町は、この人口の推移を見ると、確かに昭和55年にはたくさん的人口ということですが、平成30年度においては5,000人を切るということです。そういったことも考えて、やはり与論にどうしても企業誘致が必要ではないかと考えています。近年は日本マルコやエスユー、そしてリンクス、それからロボテックですかね、最近、そういった方々の企業誘致をされておりまして、その優秀な企業の参入で与論は確かに人口も増え、また雇用の場をつくり出していると思っています。

しかしながら、今後、あと10年後、20年後、やはり右肩下がりで人口が少なくなっていくということでございますから、今後とも是非企業の誘致が私は必要ではないかと思っています。最近は、ちょっと聞いた話なのですが、加工品メーカーの会社が、今試験栽培をするということで聞いています。したがって、今後いろいろな企業の誘致を是非積極的に自らやはり訴えていく必要があるのではないかとそう思っています。どうですか、いかがでしょうか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） おっしゃるとおりで、今私ども一応企業誘致の何と言いますか場所として、農振地域の解除等いろいろ進めてきているのですが、まだあの周辺の道路が非常に狭くて、曲がりくねっていて非常に企業誘致の場所としてまだ適していないということで、その検討も今既に始めています。

それと今後、まだ公表されていないのですが、日本マルコ系の子会社で資本金が1億円で、島に産業を興すということで、これは与論を中心として奄美全体を考えた会社をつくるということで、一応はハイテク関係の会社という名目になっていますが、定款の中での事業の項目がいろいろございまして、その中には例を申し上げますと、ホロホロ鳥を肥育して、こっちから出したらどうかとかいろいろな今研究をしている最中ですが、やがて実際にマルコ会社の横のほうにホロホロ鳥の何と言いますか、小屋を造る計画をしてございます。ゆくゆくは奄美全体の大きなあれにもっていきたいということで、壮大な計画が今進んでいるところであります。

そのほかにもいろいろとIC関係の会社とかございますが、徐々に、まず私ども与論町が今困っているのが、企業は入ったが人材の対応ができないというのが今非常に迷惑をかけている点がございまして、それも早く解消していきたいと、各郷友会にいっても必ずそのことは、もう就職口はあるからということで、是非親元に帰らなければならぬ方は早めに何とか御協力願えないかということでお願いをして

いるのですが、是非人材の確保もやりながら進めてまいりたいと思っています。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） たしかに企業は誘致してもその人材がいない。例えば、いろいろな仕事柄、非常に難易度の高い仕事であればまた辞めていくという、そういう悪循環なことが聞こえてくるのでございます。確かにマルコは今40人ぐらい、この計画が大体100人から300人と聞いていますが、これもなかなか進んでいない状況であります。

そしてまた、ロボテックも今4人で運営されて、今後いろいろな技術的な勉強をされて、それからまた募集をするというようなことも聞いています。

そういうことで、やはり企業誘致をしても人材がいないというのが一番ネックだと思いますので、何とかその辺も若者がUターンをしてきて仕事ができやすい状況にしていただきたいなと思っています。

次に、町臨時職員の雇用に対することについてお伺いをしたいと思います。

先般、私たち委員会は認定こども園、そしてまた清掃センターのほうで調査をいたしました。その中において、いろいろと勉強をしたのですが、その件について特に臨時職員というのが、もう最近は確かに多くなっています。確かに財政の圧迫で大変でしょうが、今後はその臨時職員に対する適切ないろいろな勤務条件、その現状を踏まえた上での待遇が必要ではないかと、そういうふうに私は痛感しています。そういうところから、まずこども園についてなのですが、町民の大変な子供たちを預かる意味において、労働が非常に大変な仕事の業務であるということを聞いています。それで職員も臨時職員も何らあんまり作業は変わらないと、業務はあまり変わっていないというふうにも聞いています。したがって、少しはそういった現場の現状を踏まえながら、少しでもほかの職種に対応できるように少しあは検討をしていただきたいなということでございます。

町長いかがでしょうか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） そのことについては、職員はもちろん臨時職員についても、それは非常に重要なことで検討してきましたし、また、これからも検討してまいりたいと思っています。

できるだけ、何と言いますか、今の状況を見たときに、その臨時職員の占める位置というのは非常に大きなものがございます。そういう点で、将来の保障というのがないわけであります。その欠陥を何とかできるだけ少なくて済むようなことも考えてやらなくてはならないと考えています。今後また、いろいろ検討させていきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） できれば、ほかの職種と比べて、少しごらいはほかのいろいろな業務がありますから、そういうことをもう少し検討していただきたいなということをございます。

次に、清掃センターの件でお伺いします。

先日、私たちは清掃センターでいろいろな業務を見ながら研修したのですが、町長は清掃センターの臨時の方々がどのような業務をされているか見にいったことはありますか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ショッちゅうはいっていないですが、今まで上ってあの階段の腐っている所も全部見ていましたし、また臨時職員の方は技術を持っている方もいらっしゃって、焼却するクレーン車の運転とかもよく見てています。ただ、毎日は見ていないのですが、機会あるごとにいっては見ているのです。ただ、老朽化しているのは全くそのとおりで、雨が降ったときの雨漏りとか、それも実際にいって見たりしているのです。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 私は初めて、この間いろいろ中身を見て大変心に打たれたことがあります。やはり焼却灰や飛灰の除去作業は防じん服、あるいは防じんマスクを着用しながら交代で毎日行われているのです。防じん服を着て、特に雨の日は雨水が浸入するために、防じん服に防じんマスクを着けて着用するような作業が多いということです。雨の日は特にです。

それからまた、煙突から出る煙にはダイオキシンというのが今は含まれていませんが、その処理をする段階で様々な有害物質が含まれています。その中を処理しているのが、今の臨時職員だそうです。その中身をですね。それは大変危険性があるということでござります。

そういうことで、いろいろ聞きますと、3年前には消石灰というものが目に入つていろいろな病院にいったようあります。また、今年の7月にはバグフィルターの不具合で、作業中に灰が進入して低温火傷になっています。それから、今年の8月には台風通過後に停電中に、地下の焼却灰の除去作業で右手のけがをしているということでござります。そういうことで、もう大変危険な仕事ではないかと痛感していますので、この辺はどういうふうに考えておられるか、ひとつお伺いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） この前のけがのことも聞いたのですが、非常に危険な仕事であるということについては、私ども今まで何と言いますか、対応が遅れている点もあ

ったのではないかと思っています。今後、その点については、また再度きちつとした形でやってまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） そういうことも含めながら、今後臨時職員の作業内容や体の健康等を考えると、堆肥センター並みの賃金が妥当ではないかと私は考えています。ひとつよろしく検討をお願いします。

次に、まちづくり推進対策ということでございますが、最近ボランティアあるいはNPOによる福祉活動やまちづくり活動が大変活発化しています。そういったことで、先般の東日本大震災、その時もたくさんのボランティアの方々、あるいはNPOの方々が自主的・活発的に作業とか、いろいろな地震の後片付けをされているようです。

そして、私たち与論島も台風のつめ跡、この台風の被害をもたらした、そのいろいろな後片付けを自治公民館、あるいはいろいろなボランティアの団体、その方々が一生懸命頑張っていらっしゃる姿を私は見ています。また、私も自らトタンを拾って歩いて、大変与論の方々はすばらしいなと感じています。

そういうことで、こういったことを踏まえて、今後どのように支援をし、そして協力をしていくかということでお伺いをしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 近年このボランティア、NPO団体というのが非常に認められてきています。そのことについては、何と言いますか、営利を目的としていない地域に奉仕する団体ということで、私ども行政としてもその重要性というのはますます重要になってくると認識しています。ただ、こちらのほうから、行政から「ああせこうせ」ということではなくて、やはりそういう方々の団体を組織しようという方々の相談に乗る、そしてまたその支援をしていくということは、今後大いにやってまいりたいと思っています。非常に重要な、これからますます重要な組織体になっていくのはもう間違いないと認識しています。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 鹿児島県内では、NPO法人が大体700は超えているということです。それで私たち与論島にもこのNPO法人はいくらぐらいありますか、お伺いします。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 本町では、現段階では5団体であります。少し前までは6団体だったのですが、1団体解散しています。現在5団体です。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） どのような活動をされていますか。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） まず1点目は、与論町の情報化グループe-O k（イー・マル・ケー）というのがございますが、主に情報化の推進に携わっていただいている。それから、与論島ウンパル学校ですが、これは環境のほうで頑張っていただいている。それから、与論町のあんどうるというグループがございますが、障害福祉関係のほうで頑張っていただいている。それから、ヨロン島の尊々我無、これはここにも麓さんがいらっしゃいますが、環境整備で頑張っていただいている。それから、ユンヌ・安心安全パトロール、町さんもいらっしゃいますが、交通安全等の分野で頑張っていただいている。

以上、5件であります。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） はい、ありがとうございます。

これはさらにですね、いろいろな方々から聞きますと、このNPO法人を立ち上げて、今後この与論島のために一生懸命頑張っていきたいという方もいらっしゃいます。そういうことで、本部を立ち上げていく上で、やはりボランティアでもありますし、そのNPOも立ち上げてやっていかなければいけないと私も痛感していますので、今後是非協力、支援なりをお願いしたいと思います。

町長、今後のお考えをよろしくお願いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） そのように頑張っていきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 分かりました。

それでは、以上をもちまして、私の質問は終わります。

ありがとうございました。

○議長（大田英勝君） 1番、林敏治の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後は1時30分より再開いたします。

-----○-----

休憩 午前1時41分

再開 午後 1時28分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、5番、喜山康三君の発言を許します。5番。

○5番（喜山康三君） どうもこんにちは。

[「こんにちは」と呼ぶ者あり]

○5番（喜山康三君） 一般質問に入ります。

先月も悲しい出来事が起きました。心より御冥福をお祈りいたします。繰り返される悲しい出来事に、できることはないかと自問を繰り返すだけです。今日の日本の自殺者の増加は他人ごとではなく、いつでも身近に起こりうる大変な時世になっているといつても過言ではありません。

先月の小・中学校の学校訪問の中でも、子供や家庭、社会が抱える問題の根深さ、どこにどのような解決策を見いだすことができるのかと考え込むのは私ばかりではないと思います。二度と与論からこのような悲劇を出さないためにも、胸襟を開き、語り合い、楽しく生き、頑張れる社会にするよう町民も行政も一体となって取り組むべきではないかと考えます。

政治の究極の目的は、国民の命を守ることではないかと考えます。命を守り、心と体の健康を推進する何らかの施策を講じる必要があると考えます。町長がその旗振り役となるよう強く要望して、一般質問に入りたいと思います。

### 1 危機管理対策について

- (1) 台風はもとより、火災地震及び津波等の予測不能な災害が発生した際の防災・対応マニュアルは、各部署に整備されているか。
- (2) 災害に強い安心・安全なコンクリート造り住宅の建設を推進するため、「与論町安心・安全な住宅建設促進条例」の制定を検討する考えはないか。

### 2 健全な財政運営について

- (1) 沖永良部・与論地区広域事務組合の本署である消防本部には、高規格救急車の導入や消防救急無線のデジタル化についての検討委員会が設置されている。本町の執行部からも担当者が参加しているか。
- (2) 平成23年度決算において、那間こども園の運営費が他の町立こども園と比べて子供の数は最も少ないにもかかわらず、最も高いのはどのような理由からか。

### 3 職員の健康保持対策について

- (1) 職員は仕事柄パソコンのモニター画面を見る時間が相当長いと思われるが、目の健康を保つための対策をどう講じているか。
  - (2) 職員の精神衛生の管理については、どのような対策を講じているか。
- 以上、質問いたします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず最初に 1－(1)についてお答え申し上げます。

高田議員にも御答弁申し上げたとおり、安心・安全なまちづくりについては、第5次与論町総合振興計画の重要な施策の一つとして位置付けており、関係各機関と連携を図りながら、町民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進しているところであります。

御指摘の危機管理対策については、平成23年3月11日に発生した東日本大震災や本町に襲来した台風15号、16号、17号への対応等を教訓に、本町の地域防災計画の見直し作業を鋭意進めているところであります。先般検討委員会を開催し、了承をいただいたところであります。近日中に防災会議に諮るとともに、決定次第公表し、関係部署に配付していきたいと考えています。

次に、1－(2)についてお答え申し上げます。

御承知のとおり、先般本町に襲来した台風15号、16号、17号は家屋、各種施設、農作物にかつて経験したことがない甚大な被害をもたらしました。特に、住家、非住家の被害は甚大なものがあり、家屋等の防災減災対策は喫緊の課題であると認識しています。

御指摘のとおり、コンクリート造りの住宅は、災害に強く安心で安全であることは十分に承知しているところですが、建築コストや固定資産税が割高など、住民負担が大きくクリアすべき課題が多くあります。今後、災害に強い木造住宅を含め、コンクリート造りが多い沖縄県などの情報も収集しながら、関係課で検討していきたいと考えています。

次に、2－(1)についてお答えします。

本町の消防防災関係職員は、沖永良部・与論地区広域事務組合関係の各種検討委員会に委員として委嘱されていないので参加しておりません。

次に、2－(2)についてお答えいたします。

23年度において、当園は他園に比べ正職員が1人多く配置されていたこと、園児の安全確保のために修繕を行ったこと及びパソコン等備品の老朽化に伴う買い替えがあったことが、園の運営費増につながったものと考えます。また、特色あるこども園の経営のために、各種の事業に積極的に取り組んだ結果、関連の経費が必要になったことも運営費増加の一因になったものと考えます。

しかし、費用対効果の観点から申し上げれば、かかった経費に見合う以上の保育及び教育の大きな成果が得られたものと信じています。そのことは、町外からの当園への多数の関係機関の視察やテレビ等マスコミの取材を受けたことでも裏付けられたものと考えています。

与論の宝、ひいては日本・世界の宝である子供たちを大切に育てていくべく、御

指摘については真摯に受け止めながら、今後とも慎重な予算運営に取り組んでまいる所存です。

また、子供たちの安全確保を第一に保育・教育環境のハード・ソフト両面のさらなる整備・向上を目指すとともに、幼小中高一貫教育の現場としての就学前教育に積極的に取り組んでまいりたいと思いますので、御指導をよろしくお願ひいたします。

次に3-(1)についてお答えします。

本町の職員の健康保持対策については、与論町職員衛生管理規定に基づき、衛生委員会を設置し、健康の保持増進に関する事項を総合的に調査・審議することにしています。なお職員については、採用時健康診断や定期健康診断等を実施するとともに、県市町村職員共済組合と連携し、適切な事後措置を行っているところです。御指摘の目の健康保持については、JINS-PCと故障されているパソコン用眼鏡を使用している職員もいるようですが、今後衛生委員会等で検討していきたいと考えています。

最後に3-(2)についてお答え申し上げます。

基本的には、3-(1)で御答弁申し上げたとおりですが、御指摘のとおり地方公共団体職員を取り巻く環境が刻々と変化する中、メンタルヘルス不全職員は年々増加傾向にあり、その対策はますます重要な課題となっています。

のことから本町におきましては、メンタルヘルス関係を専門とする方を産業医に委嘱するとともに、メンタルヘルス不調による病気休暇取得者など職員の職場復帰支援実施要綱を定め対応しているところです。今後、産業医の講話などストレス軽減の方策などについて、衛生委員会等で検討していきたいと考えています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 町長に最初に伺ったかったのは、先般の事故とか、以前にもこの自殺問題についても何回か取り上げて質問しました。このことについて、町長が今まで何をされてきたのか。また、今から何をしたいのか、何をすべきか、それについてひと言、町長、質問には入っていませんが、町長の考え方をお聞かせいただけませんか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南政吾君） 今まで何をしてきたのか、今から何をするのかということでございますが、今まで御質問のあった範囲でお答えしたとおりであります。私どもとしては、危機管理に対しての対応というのは、これは私ども行政の一番大きな責任ございますので、あらゆるもの想定してきたのですが、やはり想定外ということも年を追つてあるのであります。それに対して、またさらなる検討をしなけれ

ばならないということに対しては、また、さらにそれを進めていくというやり方でやってきているのです。

今、申し上げますと、先般の昨年の台風では、ハキビナは6.1メートルの波でありましたが、今度は11.6メートルの波がきたと想定外の波がきて。

○5番（喜山康三君） 町長、自殺問題について聞いているのです。

そのことについて前質問したのです。それについてどう思うかということです。

○町長（南政吾君） この1の危機管理についてではないですか。

○5番（喜山康三君） その前にお聞きしているのです。

○議長（大田英勝君） 通告していないですので、その範囲で結構です。

○5番（喜山康三君） もしよければお願ひしたいと言っているのです。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） ないようですので、通告したのに入ります。

この防災マニュアルとかですね、確かにいろいろ文書の中ではあると思いますが、現実的に職員の非常時の配置の問題とか、あるいはまた、非常時の職員に対する手当の問題とか、様々な問題がこの危機管理対策といつてもいろいろな問題がはらんでると思うのです。

例えば、学校の登校、下校時に対する子供たちへの教育関係でのことはどうなっているか。この辺については、今はお聞きしませんが、マニュアルを防災計画を発表することですので、その中においてきちんと現場に対応した形で、この防災計画を絵に描いた餅ではなく、現場に根差した対応の対策を講じられるようお願いします。

先ほど高田議員からもありましたが、避難所設定においても、先週の地震の中でも、「車で避難するな」と言っても、車で避難する人が多かったと、その理由はプライバシーの保護と寒さのことを考えると、どうしても車で避難せざるを得ないという、そういう状況で車の避難が多かったということで、テレビのほうでも報道されていましたが、やはり避難所、避難所といっても、広場をつくりました、食事がとれますよという形ではなくて、できるだけ細かに、細やかな設定というものを当初から計画して、危機に対応できるようなきちんとした対応マニュアルというものをつくっていただくようお願いしていたが、それにひと言、総務課長。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 地域防災計画に加えまして、避難所等のマニュアルも一緒に作ることになっていますので、併せて公表していきたいと思っています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 私冒頭にも言いましたけど、行政とか私たちの議員もですが、

公務員の究極的な使命というのは、町民のまず命を守ることをどうするかと、それに私は尽きるのではないかと思うのですが、町長お聞きしたいのは、先ほど町職員の採用試験が台風の中で行われたのですが、この時のこういう危機管理はどういう具合になっているのですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） その件につきましては、私どもも非常に初めての経験でございまして、その前の日から非常に検討に検討したのですが、結局統一試験ということで、その日にやらなければできないと、採用ができないということで、非常に心を痛めながら決断をしたのです。ちなみに、その日やらないで次の日やったところもあると聞いていますが、非常に後で問題が出たと聞いていますが、私もその時は、その当時は非常に心配でありましたので、始まってすぐだったのですが、出るのは時間に合うように出たつもりですが、非常に風が強くなってきたものですから、ちょっと遅れたのですが、当日行きまして現場を見たのですが、停電をして非常に受験者の方にも迷惑をかけたという思いはあったのですが、私どもとしては、どうしても採用しなければやっていけないということもございまして、思い切って実行に移したのです。ですから、前もって連絡もし、なかには前日に会場に来たということもあります。

以上です。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 皆さんお手元に資料を置いてあるのですが、8時現在で平均風速で35.8メーターの風が吹いているのです。最大瞬間でどれぐらい吹いているか分からぬのです。9時に38.5メートルの風が吹いているのです。これは最大瞬間ではないです。こういう中で、逆にこういうことを強行する、職員の、試験を受ける人の命のことは何も頭になかったのですか。私はそれを問うているのです。9月17日の南海日日の記事に書いています。後日に順延したところもあるし、延ばしたところもあるのです。

町長はトップとして、一体何を考えているのかと思うのです。そして、ある方から電話が来たのですが、今回試験を受けられた中にも、いわゆる年齢制限で、今回が最後のチャンスだったという方もいらしているのです。そういう中で、そういうつらい思いをしながら、やむにやまれず家から出ることもできなかった状態だったのに来ているのです。こういう状況の中で、私はこういう町長に本当に与論町民の命を預けられるかなと、どうですか、町長、ひと言。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 台風、非常に強い台風が、その当日はもう大変な私自身その時

間に出ていって、車を走らせて出ているのでよく身をもって分かるのですが。ただ、私どもとしては、どうしてもその試験をやらなければ、次1年繰り越して改めてやるということについては、非常にリスクを考えましたので、あえて実行させていただいたのですが、その危険の判断については、重々気をつけるようにと、ここにところに電話もしてやっているのです。当日、試験をやるということを前もって何があってもやらざるを得ないという内容を伝達してあったものですから、前もって来ている人もいますし、旅からわざわざその試験のために前もって来ている子供たちも大分いたのです。

そういうこともいろいろ考えてみると、もうこれはやらざるを得ないということで腹をくくったのです。それもありまして、私は自分でも台風の中を実際に行って、現場を見てきたのですが、その点は危険だと言われれば、確かに危険に間違はありませんが、それもまた十分に注意して判断力もつけていただきたいという思いもあったのです。

以上です。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 町長からは、反省のひと言も謝罪のひと言もないわけで、非常に私は残念です。もうこれ以上お聞きする必要もありません。

次に移ります。

2番、災害に強い安心・安全なコンクリート住宅の建設の件なのですが、これは安心・安全なきちんとした住宅は、人が住まう大前提の大基本なのです。きちんとそれを整えてあげることによって、いわゆる台風常襲地帯の中において避難したりとか、そういうもろもろのいわゆる行政負担を長い目で見れば軽減できること。また、災害に遭った形のいわゆる支援金を払ったりとか、それを避難させたりとか、様々な部分ということで長い目では行政コストが大きいのではないかと、それだったら各個人個人の家をきちんとした防災で安心・安全の家を建設するように産業振興の意味からも、行政指導でいわゆる政策的にも打ち出してもいいのではないかと。

これは、先般うちの環境経済建設の委員長からもこの件については提案があったので、これを補強する形で私が質問しているのですが、この条例制定を検討することで提案しているというのは、もちろんコンクリになると固定資産税もかかる、建設費もかかる。ならば、固定資産税で町に返ってくるのだからギブアンドテイクでもいいではないかと。返ってくる固定資産税の一部をコンクリート建設の受益者に返してもいいのではないかと。私は、それが施策だと思うのです。

そして、それを安心・安全の家を建設するためにコネを使うと、取得税も大きい

金額なのです。そういう意味で、この今回こういう台風災害があったけど、それを契機に、よしこれでおもしろい施策をつくってみようではないか、これで新しい与論の家のつくり方を変えてみようではないかと、ある意味では大きなチャンスだと私は思うのです。町長、これについて、もう少ししっかり取り組んでいただくお考えはないか、いかがですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 前回の議会で特区という形で何とかできないかという意見がございまして、早速やったのですが、なかなかそれについては非常に難しいだろうということで、県にすぐ行ったときに、その話をしたのですが、ただ今後検討課題として非常に大きな問題だということで、機会をみては進めてまいりたいと思っています。

しかし、今現在この家屋をコンクリートでやるということについては、前の沖永良部台風のときの沖永良部がそういう形でやってきたのですが、今回の台風で、その台風は沖永良部にいったのですが、いろいろと聞いてみると、トタン屋も木造も飛んでいないと、何かということを聞いたのです。そしたら、トタン（ザン）だけではなく、沖永良部台風がやったときにセメントで造った方々もいらっしゃるが、やはり木造で、トタン（ザン）の下に板を1枚敷くだけで断熱はもちろん、今度の台風で1軒も飛んでいないという話もございました。ですから、コンクリートだけという形でなくて、今後私どもが検討するのは、やはりどんなに丈夫でもコンクリートはいやだという人もいますので、その方々の意見を取り入れた形で、よりいい方法で建築を推進していく必要があるのではないかと今思っているのですが、是非また一つは一番に頑丈なコンクリートですので、今後検討をしていく必要があるとは考えています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） もちろん災害においては、コンクリートの家でも被害を受けたところもあるし、また材木でも木材の家でも被害を受けていないところもあるのです。要は安心・安全な住宅を、いわゆる資産として、それはなおかつ大きな目で見れば与論町の財産なのです。だから、きっちとした与論ならではのそういう対策を、いわゆる構造方法だとか、素材とかで一定のプランとか、企画とかというものを作成して、その中で合致したものには与論町のこの条例に沿って一定の支援をやろうと、いわゆる台風常襲地帯における新しい家の造り方のモデルというものを、私は、与論町独自でもつくっていいのではないかと、そういう発想でこれに取り組んでいって、是非与論町から面白い災害対策の建物とか住宅を提案してきたぞと、それに一定の形で少ないけど町は支援して、災害対策に取り組んでいるのだと、こ

れをつくってから県に持つていって、県もお願ひしますと言つたら、県も喜んで少しぐらいは支援してくれるのではないですか。子育て支援と同じだと思うのです。

やはり自分の中でいろいろな発案もし、企画、プランニングして、逆に今の状況というものを千載一遇のチャンスだという形でとらえて、いろいろな支援策を提案していくみたい、そう思いますので、是非日々の業務とは関係ない仕事といえば関係ないかもしれません、そこから新たな政策が出てきて、新たな夢や希望も描けるではないか、そういう感じでやっていただきたい。それについて建設課長、いかがでしょうか。

○議長（大田英勝君） 建設課長。

○建設課長（山下哲博君） ただいまの喜山議員の御質問に対しては、町民も多分望んでいることであると思います。

○建設課長（山下哲博君） やはり災害に強い住宅というのは、木造もコンクリート造りも、その方々にとっては大変必要であると思います。建設課サイドでどのような施策ができるか、これからまた研さんを重ねて、いろいろな情報収集を行いながらまた提案をしていきたいと考えます。

以上です。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 町長、優秀な職員をいっぱい抱えていますので、是非職員をもっとフルに活用して、町の発展のために、町長の仕事なんてたかが知れている。こう言つては失礼ですが、やはり職員が頑張ってもらう環境をどうつくるか、次の項にもかかわりますが、ひとつ何でも前向きに見ればおもしろい仕事も、面白い発想も出てくると思いますので、ひとつお願ひします。

それでは、次の健全な財政運営について入りますが、たった3行で私の答えが終わっているのですが、何ゆえに広域事務組合のこれらの高規格消防車の救急車の導入やデジタル化について、本町がなんでここまで無関心というか、失礼ですけど、財政の担当者の方々をはじめ、そういう方々と何で話し合いをしてこういうことが行われていないのか。それについて非常に疑問があるのですが、それについてはいかがですか、副町長。

○議長（大田英勝君） 副町長。

○副町長（川上政雄君） 今議員がおっしゃったように、これまで参画していなかつたのが実情です。これも当初予算の予算編成の段階では、総務企画担当課長が財政面予算措置等については一緒に対応しているのですが、こういったこれまでの例としまして、全く沖永良部地区の和泊、知名町だけで対応してきたというのが実情であります。

ですから、是非広域の消防議会のほうでも、是非私どももお願ひしていきたいと思いますが、こういった委員会の中に与論町も是非組み入れていただいて一種に協議していくけるような体制づくりが必要かと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） もちろん私は広域の議員で、いろいろ広域の今後合併の件でいろいろ私は反対意見を申し上げて、一応合併については取り下げるということになったみたいですが、ただ私が広域議員になって一番思ったことは、与論町が広域で何が話し合われて何がどうなっているかということについて、あまり無頓着過ぎるというか、無関心過ぎる、町長だけしか執行部からいらっしゃらないのです。本来は、この広域議会に対しても、できればこちらの与論町がお金を出しているのですから、その辺についても議員からお願ひするのではなくて、3町の中でこういう会合はきちんとつようにより決めるべきではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） この件については、たしかに私の勉強不足の点がありまして、非常に申し訳なく思っているのですが、ただこれには知名町、和泊町の総務企画課長も参加はしていないということで、事業の推進の前に必ず財政を預かる総務企画課長さん方の了解はとっているのかということを確認してから話に入ってきたのですが、それは確認されたと思って話を進めてきたのですが、ただその事業がどうしてもやらなければならないという必要性のもとにやってきているのでして、ただ担当課の確認というのがきちんとやっていたなかったというのは反省しています。

即、これはこの前も非常に強く言ったのですが、3町の財政を預かる担当者が参加したあれでないと駄目だと、検討委員会にならないということできつく言ってあります。これには今まで3町とも入っていなかったのです。与論町だけでなく、そういうことがあったものですから、今後また気をつけていきたいと思っています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 逆に、今までなかつたというのが不思議なことであって、和泊、知名町が入っていないから与論町もそれはしなかつたという話は、それは弁解にしかならないです。向こうは、お金さえせびればせびるだけ、言葉の表現はちょっとあれですが、要求するだけ要求して取って、後はどういう形に使うか、何がどうしてどういう意味でお金が要求されているかというのも、きちんと検討委員会の中で前もって予算をつくる前に話し合いの中でやって初めてされるのが本当ではないですか。向こうで会をつくって、町長もう結構です。

だから、今検討委員会をもつということですので、今回デジタル化のことについ

てもありますが、町長、このデジタル化についてはどういう考え方ですか。これについてお聞かせください。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） その検討委員会の件についてから申し上げますと、そのことについては、なすべき事業というの必要性は十分に必要であるという考え方で、前の高規格救急車の沖永良部の場合と、今度また与論町が高規格の救急車を発注しているのですが、その場合もその必要性というの必要性は十分に認めて、今までやっているのが、バネが板バネで非常にトラック仕様のあれだったものですから、非常に搬送される患者に悪いという点もありますし、やるべきだという事業の必要性は認めたから進めてきたのです。

それと、あと今度のデジタル化について、議員もこの前の消防議会で御承知のとおりでありますと、何年前でしたか、平成28年までデジタル化しないと、もう消防のあれができないということでありまして、法律上そういうことになったということで、そのもとに今検討しているのです。これは消防議会でも、今から十分に練られていくことかと思いますが、必要性というの必要性は、それがなければ連絡つかないので、どういう形のものかは別として、デジタル化については必要であると認識しています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 総務企画課長にお尋ねしますが、これは28年度の5月末とお聞きしているが、これは法律上きちんとそれまでに整備しなくてはならないものですか。町長ではなくて、総務企画課長にお聞きします。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） そのデジタル化がそれまでということで理解をしていますが、それに伴いまして一般の普通の電波は使わないということも発生はしていくものと思います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 消防のデジタル化を平成28年度までの5月までに整備しなくてはならないということは、法律上定められていますかということお聞きしているのです。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 総務省の訓令ということで、28年5月31日ですかね、それまでが一般の電波が使えなくなるということは訓令等で出ていると聞いていますが、その先のことにつきましては確認はしていません。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 非常にあやふやな答弁なのですが、5月30日までに必ずしなければならないという法律はないのですよね。

私は、総務省からの電話ではそういう形で理解しているのですが、町長はいかがですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） この前、与論で消防議会があったときに執行部からはつきり議員に対して、この28年5月末までにしなければならないということになっているという回答があったのしか私は聞いておりませんので、そのように最初から聞いてきたのですが、はつきりしていないという点が一時間こえたものですから、相当それにこだわって言ってきたのですが、やはりこれは間違いなく28年の5月末までしか今の電波は使えないということではつきり回答がありまして、それを信じているのです。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） これはちょっとそっちへ置いておいて。私、このデジタル化をすることがどういうことかについて、町長は向こうでいろいろ会合を行いましたが、いわゆる施設の金額について、沖縄、沖永良部島で整備する金額と本町で整備する金額ということの在り方、その内容についても相当洗い直す必要があるということを私は印象として残っているのですが、先にも言ったとおり、県内のいわゆる消防署のあるところで、広域を組んでいるところで、いわゆる資機材と人件費と、資機材と人件費を別個な形で運営しているのがほとんどで、沖縄、沖永良部、与論地区だけしか、資機材と人件費が一緒の形で予算書に上がってきているところはないそうです。喜界島と奄美市でもやっていますが、結局資機材の金額負担分は各地域で負担しましようと、あくまでも人件費とか、その辺の総務費的なものだけがいわゆる広域で負担しましょうという形でほとんどが運営されているのです。

これを考えてみた場合、今回デジタル化で沖永良部に整備されるのと与論に整備される分を、沖永良部に整備される分は本町の整備の分が3倍、4倍の金額になるのではないかと私は想定しているのですが、それを本町は負担しなければならないのか。この辺についても、今後いわゆる広域の運営の在り方について、この辺も抜本的に見直す必要があるのではないかと思いますが、町長いかがですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 先般の議会でも話がありましたとおり、今度検討委員会についてちゃんと財政を預かる総務企画のほうが参加をして、やはりそこで検討がなされるものと思っています。

今も資金の調達方法をまだ決定していないという形で、まだ試行錯誤の段階であ

りますので、そのことについてはきちんとやる必要があるのではないかと思ってい  
ます。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 本町の利益のことも考えても、本町のまた将来の町民負担もろ  
もろ考えてみても、今の進め方では悔いが残ると、是非この辺について検討をして  
広域の在り方そのものも検討すべき時期にきているのではないかということで、そ  
れを申し上げておきます。

次の質問に入ります。手元に資料を出していますが、ちょっと訂正をお願いしま  
す。冒頭の一番下のほうの与論こども園ですが、「多いのは」ではなくて、「少ない  
のは」という形で訂正されてください。

これをお目通しすれば分かりますが、原材料費とか、需用費とか、いわゆるその  
辺が非常にしば抜けて那間こども園が高いと。そして、町長の答弁書、これは誰が  
書いたのですか。この答弁書ではいそうですかと、私がこれを町民に見せたら笑わ  
れるのではないか。テレビ等マスコミ取材を受けたことで裏付けられたとか、それ  
から特色あるこども園の経営のために各種の事業を積極的に取り組んだ結果、関連  
の経費が必要になったことも運営費増加の一因になったと、だったらほかの与論こ  
ども園とか茶花こども園っていうのは、何もしてないのかということになりますが  
な。これ町長がこういうことで、私に答弁書をくれているのですか、本当にそう思  
っていらっしゃるのですか。いかがですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 各マスコミから、私はその現場にいたわけではないですが、い  
ろいろと取材に来たのは確かです。特色あるという点で来たのではないかと思いま  
すが、ただほかの園が何もしていないということではなくて、ほかの園も一生懸命  
やっているわけありまして、それは、だからこっちだけが、那間こども園だけがや  
っているということではないです。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） すり替え答弁はやめてください。与えられた予算の中できちん  
と最大限に効果を出すように頑張るのが基本的な園長さんの務めでしょう。何かや  
りたければ、こういう感じで予算をぼんぼん使って、みんな本当はやりたいのでは  
ないですか。やはり、そこの予算の使い方については、一定のモラルや節度があつ  
てしかるべきでございます。それについて、担当課長何か御意見はないですか。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） 現場の具体的な運営でございますので、園長のほうか  
ら答えさせていただきます。

○議長（大田英勝君） 那間こども園長。

○那間こども園長（高田りえ子君） 那間こども園の高田です。

今の御質問に対しまして、少し園の事情もお話させながら、お話ししたいと思います。

○5番（喜山康三君） 簡単でいい。事情は話さなくていいから、何でそんなに予算使ったのかということ。

○那間こども園長（高田りえ子君） まず、私たちのスタート、那間こども園がスタートしたときに、5年前に与論こども園と那間こども園が同時スタートしましたが、与論こども園の場合は、そのまま施設が移動もせずにそのまま使えたということ。そして、私たちの園は、那間幼稚園の施設が使えない。そして、那間保育所に移動しなければいけないという部分で、施設面で部屋数がなかったことや、いろいろな面で教育面で黒板も一つもない状態の中で、施設面でうんと修繕費とか原材料とかがかかったことは確かにございます。けれども、園庭も位置する所が砂場が2箇所あたり、当初は59人、一番うちの園が多かったので、その部分でも園庭を走り回ったり、そういう体力面ですごく危険な部分がたくさんありますと、施設の部分を園庭の部分を整備修繕をさせていただきました。それが1か年ではなかなかできません。やっと今スタート後初めて、同じような土俵に立ったように思います。

○5番（喜山康三君） 簡単にお願いね、時間がないから。

○那間こども園長（高田りえ子君） はい、すみません。

では、そのようで修繕費とか、そういう部分でコストが上がったと思うことです。

それから、職員人数につきましては、0歳児が3人に1人、1歳児が6人に1人、2歳児が6人に1人、3歳児が20人に1人、4歳児が30人に1人、5歳児が30人に1人という規定があります。未満児が多ければ多いほど、賃金が高くなるのです。0歳児3人に1人ですので、4人、5人になると2人の雇用になることになります。それで、私たちの場合は、その全体の人数ということで考えずに、0歳児、何歳児に対しての職員の配置ですので、その部分は考慮していただければなど。またそれは決まっていますので、よろしくお願ひいたします。

○5番（喜山康三君） あのね、一番先の需用費とか原材料費とかのことを言ってるのであって、職員とか人件費とか設備とか、そういうことは言ってないです。

○那間こども園長（高田りえ子君） はい、分かりました。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 細かいのは要らないのです。私の大切な時間ですので。

需用費とか、その辺にいわゆる原材料費とか、この辺のものは直接子供に使われ

る金のほうが大部分ではないかと理解しているのですが、いずれにしても、こういう数字でもきちんと表れていますので、どういうことかきちんと執行部のほうでも精査して、きちんと指導する必要があるのではないかと。

特に、場所が離れているから、目が届かない。そういう点もあるので、今後こういうことがないように、是非予算の中できちんと運営するように努力してもらいたい。一応それで次に移ります。

職員の健康保持についてですが、職員の健康保持はもちろん臨時職員も兼ねて先ほど林敏治議員からも質問がありましたが、報酬の件、いわゆる給与の件、もうもろこれに含まれると考えて差し支えないのですが、たまたまパソコンのことを出したのですが、私が町長にお尋ねしたいのは、職員の体の健康、心の健康について、どれだけ、見まわしているのかなと、心配り気配りをしているのだろうか。私がまた、一番お聞きしたいのは、町長、今管理職手当は幾らありますか、御存じですか。管理職手当は幾らあるか御存じですか。

○町長（南 政吾君） 3 %。

○5番（喜山康三君） 大々的平均で幾らぐらいあるか。概要でいいですが、大体幾らぐらいあるのか。

○議長（大田英勝君） これに関連して質問してくださいね。5番。

○5番（喜山康三君） これは関連、大いに関連があるからお聞きしているのです。

管理職の仕事というのは、私は、24時間365日、管理職の仕事は切れないと思うのです。特に職員の健康問題、心の健康問題、この職員は何か悩みごとをもっていないだろうか。また、子供のことで悩んでいないかとか。管理職というものは、そういうところで、言わないだけでいろいろ職員のことは気づかっていると思うのです。別に私は管理職の見方をしているのではないですが、やはりそういう健康のことを（ミーハッキ）するのは、一番身近な同僚や管理職なのです。この方が、どれだけ自分の部下や職員に対して配慮しているかというのが、一番私は大事だと思います。そのために、管理職の負担、管理職がまた心を病んだりしたら大変ですが、本当に部下をこれだけ持っている管理職の方々の難儀、苦労というのはひと言では言えないのでないかと、12年議会をやってみて初めて何となく分かりました。申し訳ないですが。

そのことについて、町長、私たちの町長の給与はあまり下がらないが、職員の給料は下がる。ラスパイレスにおいて80何パーセントしか与論町の職員は給料はない。それに応じて管理職手当もカットされる。そういうことも考えた場合、管理職の持つ責任の度合いとか、仕事のこと、その辺を考えた場合は、待てよと、考えるところが非常にあるなど、私はそう思うけど町長はどう考えますか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 管理職の手当の問題についてはさておいて、まずラスパイレスが82.9、非常にこれはもう最下位であります。このことについては、今後いろいろと今まで少しずつあれしているのですが、おしなべて低いということではなく、年代によって変化があると、低いところと高いところがあるということで、なかなか調整が難しいところがあつて、徐々にしかできない状況にあります。

これは、できるだけ正常に戻していきたいということで、ずっとやっているのですが、今後それはまた早めにいきたいと思います。それと、あと管理職手当の問題ですが、管理職に就いている者が、その部下をちゃんと気をつけて指導していくという、これは当然ですが、最近はそればかりではなくて逆に管理職のほうが非常に精神的な負担もあるということで、これは与論だけではなく、全般的に世界がそういう状況にある。これは根本的な問題があるのでないかと思いますが、先ほど申し上げましたとおり、専門家等の医者等の指導を受けながら、また見ていきたい思っています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 私がお聞きしたかったのは、職員の健康保持と精神衛生管理についてお聞きしたかったのですが、それとともに先ほどあったように臨時職員のいわゆる待遇改善の問題についてとか、あるいはまた、いわゆる任用の問題、その辺についても職員の正規、非正規の在り方について、本当にもう1回精査するというのですか、検討し直す必要があるのではないかと。

いわゆる臨時職員の職種によって給与格差があるとか、いわゆる手当とか、それから新しく資格試験を取りたいとか、そういうものに対する町の対応の仕方とか。今、お手元にお配りしましたが、臨時職員と正規職員のグラフもお配りしましたが、どう見てもいわゆる非正規職員の協力なくしては、今後は役場の業務すらできない状態ではないですか。積極的に中途採用でもいいですから、今後はそういう道も開くべきだということで、以前にも一般質問でも言ったことがあります、その辺については町長はどのようなお考えですか。

○議長（大田英勝君） あと3分ぐらいですので、まとめに入ってください。町長。

○町長（南 政吾君） 中途採用、これは非常に私も必要だと思っているのですが、いざ採用ということになったときに、いろいろしがらみといいますか、いろいろな問題が公平性とかいろいろな問題がございまして、なかなか実現できていないのが現状であります。しかし、いろいろな専門職とかいろいろな中途採用は、今後どうしても検討していく必要があるのではないかと思っています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 今申し上げたように、正規、非正規合わせて職員の対応とか、報酬の在り方とか、給与の在り方とか、この辺についていわゆる職場の改善、町長も女子トイレに入ったことはないと思うのです、庁舎に。ウォシュレットが設置されているかどうか。前にもそれを1回要望したことがあるか、どうなっているか分かりませんが、いわゆる職場の環境改善、あるいはそれらを全部網羅した形で、是非職員が本当に頑張れる環境というものを私たちがもうちょっと考えてやるべきではないかと。その辺をフォローするための施策というものを是非町長率先して、是非頑張っていただきたいと思って、これを要望して、私の質問を終わりたいと思いますが、ひと言だけ町長。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今の議員の御意見については、本当に感謝申し上げたいと思います。これも私どもの職場のことで、おっしゃらなくてもやらなければならないことがありますので、是非また検討させていただきたい。今後は、また新しい庁舎のときも、そういう点は十分考慮して検討してまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 5番、喜山康三君の一般質問を終わります。

ここで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時27分

再開 午後2時41分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第5 議案第53号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（大田英勝君） 日程第5、議案第53号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第53号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

鹿児島県内市町村の社会教育指導員の平均報酬額を本町の報酬額に反映し、社会教育指導員の月額報酬の不均衡是正を図るものです。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第53号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第53号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 日程第6 議案第54号 災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例

○議長（大田英勝君） 日程第6、議案第54号、災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第54号、災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

これは町民税の減免に係る地方税の地方税法の引用条項等の整理、整合を行うため、災害被害者に対する町税の免税に関する条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、地方税法の合計所得金額にかかる引用状況の整合性を図るものであります。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。2番。

○2番（高田豊繁君） この最後のページに災害の損害の程度というのがございますが、改正後も改正前もですが、これは誤りではないですか。ちょっと気にかかるのですが、10分の6のところです。10分の6の軽減、免除の割合のところの損害の程度が家屋、内壁、外壁となっていますが、この家屋というのは、その家屋に被害があったからこそ損害ということですが、この10分6のところに何で家屋というのが入ってくるのですか。

それと、その下に直読するとした下壁とは下がり壁のことだと思うのですが、その下がり壁は、ドアの上に付いている壁のことですが、これはその上のはうに内壁というのがありますが、これは全く同じものですので、こちらはまた、畳等に損害を受けるということですが、これは畳が損害を受けるというのは床下浸水か、あるいはまた上からの雨漏りかになるのですが、この辺は例えばアルミサッシとか、そういう戸が被害を受けたという表現はないのですが、ここら辺は字句の見直しを図る必要があるのではないかでしょうか、どうでしょうか。

○議長（大田英勝君） 税務課長。

○税務課長（野田俊成君） 御説明申し上げます。

これは、先ほど町長から提案理由の説明がありましたとおり、地方税法の字句に合わせて、私ども災害减免条例の字句を法律に合わせての訂正でございまして、御指摘のこの家屋の件はちょっとお待ちください。

○議長（大田英勝君） 暫時休憩。

-----○-----

休憩 午後2時48分

再開 午後2時50分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大田英勝君） 税務課長。

○税務課長（野田俊成君） 本当に御指摘のとおりでございまして、担当のはうも今回は400件近く被害調査を実施したところですが、国土交通省の例を参考にしながら、例えば屋根に損害があった場合に、その建物全体の屋根の占める割合が価格的に、10%とか、柱が10とか25とかそういういろいろな資料を参考にしながら、四苦八苦しながらの被害の割合の認定でございました。おっしゃるとおり、また課内で再度調整しながら実際に町民の方がこの条例を見て本当に分かると、なるほどということが分かるような感じで、また条例等のさらなる整備を図ってまいり

たいと思います。また御指導をお願いします。

○議長（大田英勝君）　いいですか。

これで、質疑を終わります。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩　午後2時52分

再開　午後2時56分

-----○-----

○議長（大田英勝君）　休憩前に引き続き会議を開きます。町長。

○町長（南　政吾君）　ただいま提案いたしました議案第54号については、取り下げさせていただきます。

-----○-----

#### 日程第7　議案第55号　与論町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

○議長（大田英勝君）　日程第7、議案第55号、与論町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南　政吾君）　議案第55号、与論町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

児童扶養手当施行令の改正により、助成対象児童の範囲が拡大され、父または母が（配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律）第10条第1項の規定による保護命令を受けた児童も児童扶養手当の支給対象になったため、これに準じて助成対象児童の範囲を拡大することに伴い、条例を一部改正するものです。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君）　提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第55号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第55号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第55号、与論町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号、与論町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第8 議案第56号 与論町暴力団排除条例の制定について

○議長（大田英勝君） 日程第8、議案第56号、与論町暴力団排除条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第56号、与論町暴力団排除条例の制定について提案理由を申し上げます。

与論町からの暴力団排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって町民の安全で平穏な生活を図るため、与論町暴力団排除条例の制定するものです。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。6番。

○6番（供利泰伸君） この条例に反対ということではありませんが、第8条と第9条にすごいことが書いてあるのです。町民等に対し、情報の提供、助言、指導、その他必要な支援を行うものとする。9条に、町民等への意識の普及、及び意識の高揚を図るため必要な広報活動及び啓発活動を行うものとするということが条例にうたわれていますが、実際この方法としてどのような形でされるのかお聞きしたいと思います。これはすごいですよ。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 警察等ともこの内容につきましては検討していたとこ

ろですが、本町の安心・安全なまちづくりの一環としまして、そういう団体が入ってこないようにということで、関係機関とも連携をしながら進めていくということです。

○議長（大田英勝君） 6番。

○6番（供利泰伸君） この問題はいろいろあるのです。例えば、福岡のほうでいろいろな殺傷事件が起きたり、排除するために先頭きつていった人がやられるとか、いろいろなことがあるのですから、これは町民、また僕らだけでやれる問題でもありませんし、これをするのなら町全体、そしてまた警察官も含めたいいろいろな形で取り組まないと、これは個人的な町の広報活動とかではなかなか難しい点があると思いますので、条例には反対ではありませんが、やる時はしっかりと皆で手を組んでやるような方法でないと私は駄目だと思っています。

○議長（大田英勝君） ほかにありませんか。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） これは警察のほうからのたっての協力依頼でございまして、知名町、和泊町も制定しております、与論町も一緒に協力してやっていこうということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○6番（供利泰伸君） はい、分かりました。

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第56号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第56号、与論町暴力団排除条例の制定についてを、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号、与論町暴力団排除条例の制定については、原案のとおり可決されました。



## 日程第9 議案第57号 与論町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例

○議長（大田英勝君） 日程第9、議案第57号、与論町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第57号、与論町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

鹿児島県乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱の改正に伴い、町条例の一部を改正するものです。

改正の概要といたしまして、1、助成対象乳幼児の保護者の所得制限の表現を新しい児童手当の所得制限が導入される平成24年4月1日改正前の旧児童手当本則給付の所得制限額を継続して使用することによる改正。2、鹿児島県ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱並びに鹿児島県重度身障者医療費助成事業費交付要綱と同様に、自己負担金の医療保険確保の規定による医療給付の費用に訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費を追加する条文の文言整理を行う。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第57号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第57号、与論町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号、与論町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第10 議案第58号 平成24年度与論町一般会計補正予算（第6号）

○議長（大田英勝君） 日程第10、議案第58号、平成24年度与論町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第58号、平成24年度与論町一般会計補正予算（第6号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものといたしまして、固定資産税600万円、普通交付税1億2,694万2,000円を増額計上している一方、町債3,260万円の減額などを計上しています。

次に、歳出の主なものといたしまして、民生費で介護保険特別会計繰出金5,953万円、衛生費で焼却灰処理運搬業務委託料790万円、農林水産業費で与論町農畜產物流通センタートイレ新設補助金で400万円、商工費でバースハウス改修工事費774万6,000円、土木費で町道ハキビナ長崎線改良工事費2,130万円の減額、教育費で那間小学校プール循環ろ過器改修費502万8,000円などを計上しています。

歳入歳出予算にそれぞれ1億1,177万6,000円を追加し、一般会計予算総額43億2,946万4,000円となっています。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。7番。

○7番（野口靖夫君） 限られた財源の中で、町民の福祉の向上のためにいろいろと苦心されてこの補正予算は編成されたものだと思っています。

特に今回の場合は、災害関係で本町がやられた間関係で、その財政当局の組み替えの並々ならぬ努力はうかがえます。

そこで、私はその予算全体に対しての不信を抱いて質問しているのではなくて、その予算を組み替えたり、予算編成上どうしてもここに回さなければならないという理由があるから予算を編成されているものだと思うことから、その理由を確認したいから質問したいと思うのです。4件ほど質問させていただきます。

まず、17ページに環境対策費ということで、500万円の廃屋解体撤去の費用が減額されています。私たちが当初この予算を認めるときに、非常にすばらしい考え方なので、ひとつ担当課としても力を入れていただきたいという強い願いを込めて、予算は議決したのです。

聞くところによりますと、町民からの要請といいますか、必要といいますか、そういうものがあまりないということをお伺いいたしました。町民が欲しがらないものを置いていても、やはり予算としてはもったいないから、ほかのほうに使おうというその考え方からもって予算は減額したと聞いています。そうなった場合にやはり私個人としては、執行部の考え方はすばらしいと思っているのにもかかわらず、なぜ町民からの申し込みがなかったのか、少なかったのかということをどういう思いで反省して減額にもつていったかということのその中身をお聞きしたいから質問するのです。

課長、お願ひします。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（福地範正君） お答えいたします。

500万円の減額であります。当初は1,000万円計上させていただきました。それを議会で認めてもらいまして、事業を執行する予定でありましたが、この補助金制度は今年度が初めてでありました。この制度の普及につきましては、担当課といたしましてもあらゆる広報媒体を通じまして、こういう制度がありますよという形で町民の方々に知らせ、普及、認知ということでさせてもらったと思っています。

ただ、12月現在までで1件ほどの申し込みしかなかったのが事実であります。なぜ申し込みが少なかったのか、事業を希望する方が少なかったかということですが、補助金要綱におきましては30万円程度を限度とするということもありまして、要綱の見直し等もっと検討する余地は残っているのではないかと思っています。ただ、いかんせんもう年度を半分以上超えてまいりました。これからニーズのことを考えましても、無駄な予算になりそうな気もするということで場内検討をした結果、とりあえず500万円は減額したほうがいいのではないかという結果で500万円の減となっています。

それとまた、御存じのように台風16号、17号が9月頃に与論町に被害をもたらしたのですが、この廃屋事業というのはほとんどが壊れかけの建物を処理するための事業ですが、その台風の影響でほとんどつぶれてしまっているケースもあります。

そしてまた町といたしましては、普通なら災害の廃棄物は料金をいただいて処理を行っているのですが、今回に關しましては無料で台風の災害廃棄物を受け取って

います。そういう意味では、壊すべき対象であった家屋も今回の台風で壊れて、それをまた行政が無料で引き取っているという事実もあります。そういう意味では、この事業事態はあまり使えなかつたのですが、結果的には町民の方々には無料で引き受けるという形で援助ができたのではないかとも思っています。

以上です。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 課長は、その状況を非常にすばらしく把握しています。私も大体そういう考え方なのです。本町は観光立町なのです。ですから、この思想は、来年も持つていかなければ与論町の環境、いわゆる美化にはつとまらないと私はそう考えるのです。ですから、減額したから悪いということではなくして、自信をもって来年も頑張ってみようという気持ちだけは忘れないでいただきたいということを申し添えておきたいと思います。

次に移ります。19ページ。

畜産振興費の中に、物流センターのトイレの件について予算が計上されています。実はいいますと、このトイレの建築におきましては、JAのほうから議会のほうに陳情があったのです、予算書を見ましたら早速計上されている。非常にすばらしいことだと思います。陳情者があてきて、議会で審議してほしい陳情をつくってほしいという願いが我々にあってきて、そしてすぐ執行部が議会の審査を得ないでぱっと予算計上して、その対応は非常にすばらしいものを感じます。

これはいやみではなくして、これでいいものなのかと考えないといけません。というのはJAというのは、各種農産物からそれなりの手数料をいただいている。

個人規模だからやっていいか悪いかということを申し上げているのではなくして、やはりそれはそれなりに議会に陳情を出して、その要望を出してくるということは、我々町民を代表する議会がどう判断するかということ彼らは見たかった点もあったと思います。

そして、その中から予算を計上していくべきものではなかつたかと推測されます。よって、これが悪いということではないです。というのは、私たちが議会運営委員会を開いて審査するときには、予算書は我々の議会に届いていないのです。ただ陳情書は出ているのです。申し上げたいことは、我々の議会事務局のほうもすばらしい優秀な事務局の職員がいますし、執行部におかれましては、それなりに優秀な執行部の職員がおられるのです。だから、予算書ぐらいは補正であれば当初予算であろうが、議会運営委員会が開催するまでには是非提出していただきたいということを私は町長にお願いしたいのですが、町長、どう考えておられるのか御答弁をお願いします。

[「暫時休憩」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時15分

再開 午後3時16分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。町長。

○町長（南 政吾君） 大変失礼しました。検討させていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 検討ということではないのです。この事業を実施するか実施しないかということを聞いているのではなくして、私が申し上げたいことは予算案を議会運営委員会が始まるまでには作成して、議会運営委員会のときまでには出していただけませんでしょうか。そのためには、普段から議会事務局と執行部とが連絡を取りあっているのですから、議会運営委員会はいつ開かれる、この定例会はいつから開かれるということは、事前に町長と議長が相談して決めているのですよね。だから町長から、我々に召集令状が届くのです。そうですね。戦争にいくのはないのですが、召集令状が届くのです。

そのためには、その議会が開かれる前に議会運営委員会が開催されるのです。議事進行をスムーズに進めるために、議会運営委員会というものが開かれるのです。その議会運営委員会が開催される当日までに予算書が届いていないと、我々は審査できないということなのです。だから検討しますと言われてもこれは困ります。やるかやらないかしかないので。

町長、それはやるかやらないかしかありませんよ。検討しますではないですよ。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 了解しました。今回やります。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 次に進みます。今後は20ページに移ります。

与論特産品支援センター運営費について御質問いたします。

この特産品支援センターというものは、本町のこれからのお玉商品を創造する拠点になります。と申しますのは、町長も産業課長も皆さんに聞いていただきたいのですが、我々は里芋を作ります。里芋を作ったらA品は品物になる。だからB品、C品というものは全部不正品になります。そしたら、その加工センターを利用してこれを何かに加工してA品と同じようにモノを作って出せばすばらしい特産品が開発されるのです。だから、我々はこれからは1.5次産業というのですが、それを

創造する拠点がこの特産品開発センターになるのです。

だから、私が申し上げたいことは、あまりにもひ弱な予算であるということなのです。当初予算でさえ90万7,000円なのです。そして、補正額も6万9,000円。これは何を考えているか分からぬのです。行政としてこの特産品開発センターを拠点にして1.5次産業を進めようと思うのであるならば、与論町のこれから未来の産業育成のためにはこれしかないと私は思っていますから、これにはどう力を入れていかなければならぬかということを執行部の皆さんに考えていただかなければならないということを申し上げたいのです。

そこで副町長にお伺いいたします。1.5次産業いわゆる特産品開発センターをあなたは本当に生かしていくかと思っておられるのか、今までいいと思っておられるのか。ましては1.5次産業というものは与論島では必要ない。今の1次産業、2次産業、3次産業、いわゆる産業だけでいいと思っておられるのか。何のための特産品開発センターをつくられたのか。そこら辺の副町長としての御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 副町長。

○副町長（川上政雄君） 今御質問がありました1.5次産業の必要性については、大変必要性を感じているところであります。ただし、その特産品の開発につきましては、何を開発していくか等を具体的にしながら、これは開発するからといって10開発しても10成功するということは多分できないと思いますので、失敗することも恐れずにやはり挑戦していくことが一番大事かと思いますので、今後また予算の検討をしながら進めてまいりたいと思っています。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 今副町長がおっしゃいますように、つくったから成功するわけではないのです。だからこそ行政が指導しなければならないということになるのです。だから行政がやる気があるかないかによって1.5次産業は発展もするし、衰退もするということなのです。

前、私たちは島根県の隠岐の島に教育長も行かれたそうですが、所管事務調査に行きました。そこでは1.5次産業の振興によって島おこしを進めています。本当に外界離島なのです。与論より悪いです。交通の便が悪い外界離島の中で本当にすばらしい1.5次産業を振興させて、若者がばんばん帰ってきてているのです。これは教育長も行って御覧になられたでしょう。そういうことで島おこしをしているすばらしい島や町もあるということを御理解いただいて、ひとつ力を入れてやっていただきたいということを申し上げているのです。

次に進みます。最後になりました4点目です。21ページ。

バースハウス及びトイレ整備事業についてお伺いいたします。

このトイレの整備工事費が500万円減額補正されています。この場所と、その減額補正された理由をお聞きしたいと思うのですが、観光課長。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久留満博君） この工事の総予算は当初3,500万円でスタートしています。内訳につきましてはバースハウスの改修が1,700万円、トイレが2,300万円ということでスタートをしています。設計の委託料が500万円で合計3,500万円でスタートいたしましたが、設計の委託料のほうが150万円で、双方とも終わった関係で建設費のほうに回しています。

実は、バースハウスの当初の計画では1,700万円で補修を終わる予定だったのですが、解体費用と目に見えない部分の腐食が大分ありましたので、その辺に予算を足していきたいと考えて組み替えをしてございます。

以上です。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） ですから、この公衆トイレの整備工事費が500万円減額されていますよね。場所はどこですか、どういう理由で減額されたのですかということを聞いているのです。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久留満博君） 先ほどもちょっと申し上げたのですが、バースハウスの改修が目には見えない腐食の部分とかが予算のほうかかりまして、当初2箇所公衆トイレを建設をする予定だったのですが、1箇所に変更をして、1箇所分を落としてあります。

○7番（野口靖夫君） その場所を聞いている。

○商工観光課長（久留満博君） 皆田海岸のほうだけ先にやります。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） それは聞いたから、2箇所トイレを造ることにしましたね、それとは別に、だからどっちですかという場所を聞いてきるのです。どっちをやめたのですかと聞いているのです。

○商工観光課長（久留満博君） 寺崎海岸のほうを落としてございます。

○7番（野口靖夫君） 寺崎海岸のほうをバツ。

○商工観光課長（久留満博君） 後回しということです。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） もう1回確認します。寺崎海岸をいわゆるつくらないということにして、船倉のほうは造ることですか。

- 商工観光課長（久留満博君） 皆田海岸は造ります。
- 7番（野口靖夫君） 皆田は造るということですね。
- 商工観光課長（久留満博君） はい。
- 7番（野口靖夫君） というのは、それを確認しておかなければ、地元の方々からの熱い要望がある関係で、「これはどうなったのか」といつて僕も聞くのです。そうした場合には、どこが削られてどういう理由で削られたということを説明しなければなりません。それあなたに、だからどういう理由でということを聞かなければ、今は場所を聞きました。どういう理由でと、さっきからそればかり聞いているのだけどあなた答えてくれないから、どういう理由でこれをやめたのですかということをちょっと答弁してください。
- 議長（大田英勝君） 商工観光課長。
- 商工観光課長（久留満博君） 先ほど先走って言ってしまったのですが、当初の1,700万円の予定で改修する予定のベースハウスのほうがちょっと設計を委託しましたら予定外に予算が必要だということで、1箇所分のトイレ予算をそちらのほうに回して寺崎の方は次年度回しということで協議をしているところです。
- 議長（大田英勝君） 7番。
- 7番（野口靖夫君） ですから、これを私が質問しなくてもいわれる我々は自信を持って、あなたが計画した計画はすばらしいということで認めたのです。本来ならば我々にこういう理由でこの分を削りました。ということぐらい言わないと。ベースハウスのほうに金を回したとかでもいいし。そうしておけば説明を聞かなくていいのです。そのために質問をしているのです。
- ありがとうございます。それでいいです。はい、分かりました。終わり。
- 議長（大田英勝君） ほかにありませんか。
- [「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。
- お諮りします。議案第58号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。
- 御異議ありませんか。
- [「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。
- したがって、議案第58号については、委員会付託を省略することに決定しました。
- これから、討論を行います。討論はありませんか。
- [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第58号、平成24年度与論町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号、平成24年度与論町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第11 議案第59号 平成24年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)

○議長（大田英勝君） 日程第11、議案第59号、平成24年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南政吾君） 議案第59号、平成24年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

補正は、歳入で保険料14万1,000円を増額、歳出で一般管理費14万1,000円を増額計上しています。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第59号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号については、委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（大田英勝君） これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第59号、平成24年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大田英勝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号、平成24年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第12 議案第60号 平成24年度与論町介護保険特別会計補正予算 (第3号)

○議長(大田英勝君) 日程第12、議案第60号、平成24年度与論町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(南政吾君) 議案第60号、平成24年度与論町介護保険特別会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

補正是、歳入で国庫支出金504万3,000円、支払基金交付金921万6,000円、県支出金494万1,000円、繰入金5,953万円をそれぞれ追加し、歳出で給付費7,873万円を追加計上しています。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(大田英勝君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大田英勝君) これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第60号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大田英勝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大田英勝君) 討論なしと認めます。

これから、議案第60号、平成24年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号、平成24年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第13 議案第61号 平成24年度与論町国民健康保険特別会計補正予算 (第4号)

○議長（大田英勝君） 日程第13、議案第61号、平成24年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南政吾君） 議案第61号、平成24年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

補正は、歳出で総務費3万円、諸支出金で641万2,000円増額し、保険給付費549万8,000円、老人保健拠出金94万4,000円を減額計上しています。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第61号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号については、委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（大田英勝君） これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第61号、平成24年度与論町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号、平成24年度与論町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第14 議案第62号 平成24年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)

○議長（大田英勝君） 日程第14、議案第62号、平成24年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南政吾君） 議案第62号、平成24年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

補正予算規模は、歳入歳出がそれぞれ50万円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,323万円とする。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第62号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号については、委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（大田英勝君） これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第62号、平成24年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予

算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号、平成24年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第15 議案第63号 沖永良部・与論地区広域事務組合規約の一部を改正する規約について

○議長（大田英勝君） 日程第15、議案第63号、沖永良部・与論地区広域事務組合規約の一部を改正する規約についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南政吾君） 議案第63号、沖永良部・与論地区広域事務組合規約の一部を改正する規約について提案理由を申し上げます。

障害者自立支援法の題名等が改正されることに伴い、沖永良部・与論地区広域事務組合規約の一部を変更することについて協議したいため、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第63号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号については、委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（大田英勝君） これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第63号、沖永良部・与論地区広域事務組合規約の一部を改正す

る規約についてを、採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号、沖永良部・与論地区広域事務組合規約の一部を改正する規約については、可決されました。

-----○-----

#### 日程第16 議案第64号 字の区域の変更について

○議長（大田英勝君） 日程第16、議案第64号、字の区域の変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南政吾君） 議案第64号、字の区域の変更について提案理由を申し上げます。

与論町役場前の鹿児島県施工による特定交通安全施設等整備事業（茶花港）工事に伴い、土地区画整理をしましたが、字の異なる土地が生じたため字の区域を別紙図面のとおり変更するものであります。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第64号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号については、委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（大田英勝君） これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第64号、字の区域の変更についてを、採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号、字の区域の変更については、可決されました。

-----○-----

日程第17 承認第1号 専決処分の承認を求めるについて（平成24年度与論町一般会計補正予算（第5号））

○議長（大田英勝君） 日程第17、承認第1号、専決処分の承認を求めるについて（平成24年度与論町一般会計補正予算（第5号））を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南政吾君） 承認第1号、専決処分の承認を求めるについて（平成24年度与論町一般会計補正予算（第5号））について提案理由を申し上げます。

去る11月16日の衆議院の開催に伴い、総選挙後にかかる予算を与論町一般会計補正予算（第5号）として専決処分をいたしました。

歳入といたしまして、衆議院総選挙、最高裁判所裁判官、国民審査委員委託金419万6,000円を計上しています。

歳出としまして、総務費については衆議院議員選挙費419万6,000円を計上しています。

歳入歳出予算にそれぞれ419万6,000円を追加し、一般会計予算総額42億1,768万8,000円となっています。

御審議され御認定していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号、専決処分の承認を求ることについて（平成24年度与論町一般会計補正予算（第5号））を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号、専決処分の承認を求ることについて（平成24年度与論町一般会計補正予算（第5号））は、承認することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第18 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（大田英勝君） 日程第18、同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。

これは、固定資産評価審査委員会委員の林繁藏氏の任期が平成24年12月31日で満了になることから、後任に沖吉明氏を選任したく地方自治法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） したがって、同意第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大田英勝君） 起立多数です。

したがって、同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

-----○-----

○議長（大田英勝君） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

次は、12月17日本会議ですが、日程の都合により特に午後3時に繰り下げて開くことにします。定刻まで御参集願います。

本日は、これで散会します。御苦労様でした。

-----○-----

散会 午後3時53分

# 平成 24 年第 4 回与論町議会定例会

第 2 日

平成 24 年 1 月 17 日

平成24年第4回与論町議会定例会会議録  
平成24年12月17日（月曜日）午後3時11分開議

1 議事日程（第2号）

開議の宣告

第1 議案第65号 災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例

第2 陳情第14号 与論町の小・中学校での普通牛乳への切替えの陳情（総務厚生文教常任委員長報告）

第3 陳情第15号 障害児（者）福祉に関する陳情

第4 陳情第16号 与論中学校特別支援学級の卒業生が与論高校で高校教育を受けられるようにするための意見書の採択要請についての陳情

第5 陳情第12号 ハキビナ墓地防潮堤の施工についての陳情（環境経済建設常任委員長報告）

第6 陳情第13号 茶花漁港改良整備についての陳情

第7 発議第5号 与論町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件（野口靖夫議員ほか3人提出）

第8 発議第6号 与論町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件（野口靖夫議員ほか3人提出）

第9 議員派遣の件

第10 閉会中の継続審査・調査について

総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会

2 出席議員（10人）

1番 林 敏治君

2番 高田繁君

3番 町俊策君

4番 林隆壽君

5番 喜山康三君

6番 供利泰伸君

7番 野口靖夫君

8番 麓才良君

9番 福地元一郎君

10番 大田英勝君

3 欠席議員（0人）

欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（16人）

町長	南政吾君	教育長	田中國重君
総務企画課長	元井勝彦君	会計管理者兼会計課長	佐多悦郎君
税務課長	野田俊成君	税務対策監兼収納対策室長	池上成孝君
町民福祉課長	沖野一雄君	環境課長	福地範正君
産業振興課長	鬼塚寿文君	商工観光課長	久留満博君
建設課長	山下哲博君	教委事務局長	竹沢敏明君
水道課長	池田直也君	与論こども園長	岩山秀子君
茶花こども園長	林健君	那間こども園長	高田りえ子君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川畠義谷君 係長 朝岡芳正君

開議 午後3時11分

-----○-----

○議長（大田英勝君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 議案第65号 災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例

○議長（大田英勝君） 日程第1、議案第65号、災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） よろしくお願ひします。

議案第65号、災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

これは町民税の減免にかかる地方自治法の引用条項等の整理・整合を行うため、災害被害者に対する町税の免税に関する条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、地方自治法の合計所得金額にかかる引用条項等の整合性と損害の程度にかかる条文を明文化するものであります。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第65号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第65号、災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号、災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 陳情第14号 与論町の小・中学校での普通牛乳への切替えの陳情（総務厚生文教常任委員長報告）

日程第3 陳情第15号 障害児（者）福祉に関する陳情

日程第4 陳情第16号 与論中学校特別支援学級の卒業生が与論高校で高校教育を受けられるようにするための意見書の採択要請についての陳情

○議長（大田英勝君） 日程第2、陳情第14号「与論町の小・中学校での普通牛乳への切替えの陳情」から日程第4、陳情第16号「与論中学校特別支援学級の卒業生が与論高校で高校教育を受けられるようにするための意見書の採択要請についての陳情」までの3件を、一括議題とします。

総務厚生文教常任委員長の報告を求めます。8番。

○総務厚生文教常任委員長（麓 才良君） ただいま議題となり、本委員会に付託されました陳情第14号「与論町の小・中学校での普通牛乳への切替えの陳情」、陳情第15号「障害児（者）福祉に関する陳情」、陳情第16号「与論中学校特別支援学級の卒業生が与論高校で高校教育を受けられるようにするための意見書の採択要請についての陳情」について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会は、12月12日（水）午前9時30分から全委員出席のもと、開催いたしました。

まず、陳情第15・16号については、午前10時から、与論町特別支援教育保護者会の林健一会長と森保小百合氏の参与をお願いし、その内容説明を受け、質疑を行い、審査いたしました。その後、教育長の参与を求め意見を伺いました。参考人からは、現在進められている大島養護学校の訪問教育と秀和苑での就業訓練については、連携もよく図られていて保護者からも評価されているとのことでした。陳情の中にある障害の程度や対象人員の規制緩和については、県議会での一般質問の中で、県教育長から与論町による支援員の配置が継続されるなどの条件が整えば、授業時数は減少するものの、与論高校の校舎を活用した訪問教育の選択肢は残したい、との答弁がありました。このことから一步前進した思いではあるが、対象生徒が1人になると授業時数が減らされることから、現在のように月曜日から金曜日ま

での午前中授業が受けられるようお願いしたいとの要望がありました。また、陳情第16号にある保護送迎などの公的支援については、NPOやシルバー人材センターを活用することはできないかとの提案がなされ、シルバー人材センターの設立についても意見が交わされました。

次に、陳情第14号については、教育長の参与を求め審査いたしました。

普通牛乳に切り替えるためには、各学校に停電時に対応可能な自家発電施設が必要であることなどから、普通牛乳には切替えていないとのことであります。当委員会としては、早急に実現するためには、自家発電の施設整備などの財政負担は伴うが、普通牛乳に切り替えることについては、全会一致で採択することに決定いたしました。

陳情第15号については、障害のある方々が安全・安心に、楽しく生きがいのある生活を送るためには、ハード面・ソフト面でのバリアフリー化が求められていることから、全会一致で採択することに決定いたしました。

陳情第16号については、県議会での県教育長の答弁により、対象生徒が1人であっても、与論高校における大島養護学校高等部の訪問教育は、与論町の支援が得られるのであれば実施するようにしたいとの方向性を示していただきましたが、更に授業時数の確保などの課題があることから、引き続き関係機関に要請していく必要があるとして、全会一致で採択することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（大田英勝君） 総務厚生文教常任委員長の報告を終わります。

総務厚生文教常任委員長に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 質疑なしと認めます。

これで総務厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、陳情第14号「与論町の小・中学校での普通牛乳への切替えの陳情」について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第14号「与論町の小・中学校での普通牛乳への切替えの陳情」を、採決します。この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第14号「与論町の小・中学校での普通牛乳への切替えの陳情」は、採択することに決定しました。

次に、陳情第15号「障害児（者）福祉に関する陳情」について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第15号「障害児（者）福祉に関する陳情」を採決します。この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第15号「障害児（者）福祉に関する陳情」は、採択することに決定しました。

次に、陳情第16号「与論中学校特別支援学級の卒業生が与論高校で高校教育を受けられるようにするための意見書の採択要請についての陳情」について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第16号「与論中学校特別支援学級の卒業生が与論高校で高校教育を受けられるようにするための意見書の採択要請についての陳情」を採決します。この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第16号「与論中学校特別支援学級の卒業生が与論高校で高校教育を受けられるようにするための意見書の採択要請についての陳情」は、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第5 陳情第12号 ハキビナ墓地防潮堤の施工についての陳情（環境経済建設  
常任委員長報告）

日程第6 陳情第13号 茶花漁港改良整備についての陳情

○議長（大田英勝君）　日程第5、陳情第12号「ハキビナ墓地防潮堤の施工についての陳情」及び日程第6、陳情第13号「茶花漁港改良整備についての陳情」を、一括議題とします。

環境経済建設常任委員長の報告を求めます。6番。

○環境経済建設常任委員長（供利泰伸君）　ただいま議題となり、本委員会に付託されました陳情第12号「ハキビナ墓地防潮堤の施工についての陳情」、陳情第13号「茶花漁港改良整備について」、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会は、12月11日（火）午後に全委員出席のもと、その趣旨や実情を確認しつつ、慎重に審査いたしました。

まず、陳情第12号について申し上げます。ハキビナ墓地については、先般の15・16・17号の大型台風の襲来により、かつてない甚大な被害を被り大変厳しい状況下にあります。特に、この護岸堤や保安林は海拔が低いことや地形的な条件等から、今年の台風では墓地内に海水や流木等が流入し、墓石や人骨が流出・散乱するという事態が発生しました。近年の地球環境の変化によると思われる台風の大型化等から、今後墓地及び背後の耕作地を保全する必要があることから、審査の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第13号について申し上げます。茶花漁港は、台風時や冬場の荒天時には防波堤からの越波や入口からの波浪の打込みにより、漁船の安全係留が困難な状況にあります。主な原因としては、防波堤高の不足や漁港水路が茶花本港と一直線上にあることから、波浪が入り込みやすいことにあると考えられます。このため、北防波堤のかさ上げ及び延長は港内の静穏性の確保と漁船の保全に必要な事業であると認められます。また、漁船の大型化・増加に伴い、漁船係留時の安全を確保するとともに、手狭になっている荷さばきスペースを確保するためには、中央堤の新設及び岸壁のかさ上げ整備は必要であると認められることから、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（大田英勝君）　環境経済建設常任委員長の報告を終わります。

環境経済建設常任委員長に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　質疑なしと認めます。

これで環境経済建設常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、陳情第12号「ハキビナ墓地防潮堤の施工についての陳情」について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第12号「ハキビナ墓地防潮堤の施工についての陳情」を、採決します。この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第12号「ハキビナ墓地防潮堤の施工についての陳情」は、採択することに決定しました。

次に、陳情第13号「茶花漁港改良整備についての陳情」について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第13号「茶花漁港改良整備についての陳情」を採決します。この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第13号「茶花漁港改良整備についての陳情」は、採択することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第7 発議第5号 与論町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件

○議長（大田英勝君） 日程第7、発議第5号「与論町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。7番。

○7番（野口靖夫君） 発議第5号、与論町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件。提出者、与論町議会議員、野口靖夫。賛成者、与論町議会議員、麓才良。同じく賛成者、供利泰伸。同じく賛成者、喜山康三。

上記の議案を、別紙のとおり与論町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案の理由を申し上げます。

地方自治法で定めていた委員会に関する規定が簡素化され、委員の選任方法、在

任期間等についての事項（例：常任委員会は会期の始めに議会で選任とあります）  
条例に委任されたため、委員会条例を改めるものであります。

なお、附則について、この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する日から施行しようとするものです。

議員各位の御賛同をよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大田英勝君） 趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第5号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、発議第5号「与論町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件」を、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大田英勝君） 起立多数です。

したがって、発議第5号「与論町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第8 発議第6号 与論町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件

○議長（大田英勝君） 日程第8、発議第6号「与論町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。7番。

○7番（野口靖夫君） 発議第6号、与論町議会会議規則の一部を改正する規則制定の

件。提出者、与論町議会議員、野口靖夫。賛成者、同じく与論町議会議員、麓才良。賛成者、同じく、供利泰伸。賛成者、同じく、喜山康三。

上記の議案を、別紙のとおり、与論町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法が改正され、本会議においても公聴会の開催、参考人の招致をすることができるようになったが、これを実際に行うためには、会議規則に定める必要があることから、議員発議で提案するものであります。なお、附則において、この規則は公布の日から施行しようとするものであるが、第73条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する政令で定める日から施行しようとするものであります。

議員各位の御審議をお願いし、議決していただきますように、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大田英勝君） 趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第6号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、発議第6号「与論町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件」を、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号「与論町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件」

は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第9 議員派遣の件

○議長（大田英勝君） 日程第9号、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

### 日程第10 閉会中の継続審査・調査について

○議長（大田英勝君） 日程第10、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教、環境経済建設、広報、議会運営委員会の各委員長から、お手元にお配りした申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（大田英勝君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第4回与論町議会定例会を閉会します。御苦労様でした。

-----○-----

閉会 午後3時38分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 大田英勝

与論町議会議員 林 敏治

与論町議会議員 麓 才良